門川町第２次生活排水対策総合基本計画

（中間見直し）

平成２９年３月

門　　川　　町

目　次

第１章　序　　説 …… 1
　第１節　目　　的 …… 1
　第２節　計画地域の範囲 …… 1
　第３節　計画の目標（総括） …… 1
　第４節　計画の期間 …… 1

第２章　地域の概要 …… 3
　第１節　自然条件 …… 3
　第２節　人　　口 …… 7
　第３節　産　　業 …… 13
　第４節　都市環境 …… 19
　第５節　生活排水処理施設整備状況 …… 26
　第６節　水質の現状及び動向 …… 31

第３章　計画の目標 …… 39
　第１節　基 本 理 念 …… 39
　第２節　計画の目標設定 …… 40

第４章　生活排水処理施設整備計画 …… 43
　第１節　生活排水処理施設整備の基本方針 …… 43
　第２節　流域人口の推移 …… 44
　第３節　流域別生活排水処理人口等 …… 44
　第４節　生活排水処理施設整備計画 …… 45
　第５節　し尿・汚泥処理計画 …… 49
　第６節　流域別汚濁負荷量削減効果 …… 51

第５章　浄化槽事業の推進 …… 53
　第１節　浄化槽整備事業について …… 53
　第２節　浄化槽事業推進の方策 …… 69

第６章　啓　　発 …… 75
　第１節　基本方針 …… 75
　第２節　実施計画 …… 76

第７章　今後の課題 …… 79
　第１節　取り組むべき課題 …… 79
　第２節　関係市町村との連携 …… 80
　第３節　関係する他の計画との調整に関すること …… 80

資　　料　　編 …… 81

第1章　序　　説

第１章.　序　説

第１節　目　的

門川町（以下「本町」という）の生活排水処理対策は、平成27年度末に生活排水処理人口普及率が60.3%に達しているが、今後も本町の健全な発展、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質を早期により良くするため、継続的な推進が求められている。

生活排水処理対策として、本町が取り組んでいる事業は、合併処理浄化槽設置整備事業である。

今後、本町の人口減少、少子高齢化社会の更なる進行、財政の悪化等の社会情勢の変化により、整備の進捗状況等を予測して計画の見直しが必要となっている。

また、国土交通省、環境省及び農林水産省の3省による生活排水処理の10年概成を目指す方針が示されている。

宮崎県では、平成27年度に「宮崎県生活排水対策総合基本計画（改訂計画）」の見直しを行い、市町村が公共下水道等の生活排水処理施設の整備や維持管理、住民への啓発活動を実施するにあたり、相互に連携して効果的・効率的な事業の推進を図るための指針を打ち出している。

したがって、この県計画との整合を図っていく必要もある。

本業務は、宮崎県が定める平成 32 年度末の本町の生活排水処理率の目標である 72.1%を早期に達成し、更なる処理率の向上を効率的かつ効果的に進め、宮崎県の目標率である 83.0%に近づけるよう、既計画（平成 21 年 3 月策定）の見直しを行うものである。

※）平成16年から、単独処理浄化槽については原則として使用を認められていないため「みなし浄化槽」、合併処理浄化槽を「浄化槽」と言うが、本計画書ではより多くの皆様に理解をしていただくために、従来の「単独浄化槽」、「合併処理浄化槽」の呼称を使用する。

第２節　計画地域の範囲

本計画の範囲は本町全域とし、河川流域により五十鈴川流域・鳴子川流域・丸山川流域・丸バエ川流域・新川流域・門川湾海域に区分する。

第３節　計画の目標（総括）

平成 32 年度末で、生活排水処理率 83.0%（宮崎県の達成目標）
あるいは最低でも 72.1%の達成を目標とする。

※）83.0%：宮崎県の定める生活排水対策計画のうち県全体の平均目標率
　　72.1%：宮崎県の定める生活排水対策計画のうち門川町の目標率

第４節　計画の期間

計画の実施期間は、平成 28～32 年度までの５年間とする。

第２章　地域の概要

第２章.　　地域の概要

第１節　自然条件

１．地　形

本町は宮崎県の北部に位置し、北は延岡市、南は日向市、西は美郷町に接し、東は日向灘に面した東西32km、南北８km、総面積約120.51km^{2}の町である。

町土の約84％は山林で覆われ、町の北部より西部及び南部に渡って諸山が連なっている。これらの山地より五十鈴川・鳴子川等の各河川が門川湾に東流しており、その下流域一帯に平坦地が形成され、各種都市活動の中心となっている。また、海岸線はリアス式海岸であり、門川湾内の乙島や沖合いの枇榔島等と共に「日豊海岸国定公園」に指定されている。

図２－１－１に本町の位置を示す。

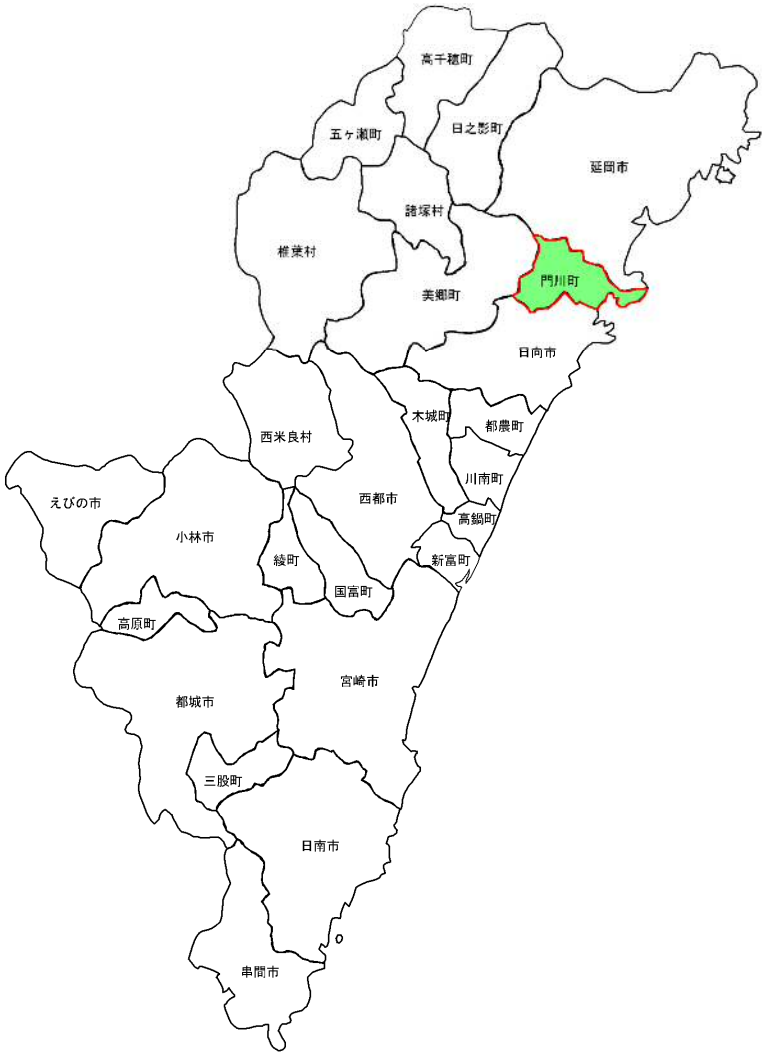

図２－１－１　門川町位置図（資料：宮崎県 HP）

２．気　象

本町の平成20～27年における平均気温は16.7℃と温暖であり、冬期に降雪をみることはほとんどない。また、年間降水量は、2,579.1㎜と多く、梅雨から台風の到来する夏期に集中している。

平成20～27年における気象概況を表２－１－１及び図２－１－２に示す。

表２－１－１　気象概況（平成20～27年）　　観測所：日向観測所

月	降水量(㎜)	気温（°C）		
	総降水量	平均		
		日平均	日最高	日最低
1月	53.4	6.3	14.2	-0.4
2月	115.4	7.9	16.8	1.2
3月	126.6	11.1	19.7	3.0
4月	228.9	15.2	23.0	7.5
5月	200.7	19.5	27.0	12.3
6月	623.9	22.1	28.3	18.0
7月	216.1	26.3	32.6	21.7
8月	261.4	27.0	33.1	22.8
9月	288.3	24.0	30.3	18.6
10月	257.3	19.1	26.1	12.3
11月	115.6	13.7	21.3	6.4
12月	91.6	8.0	15.5	1.1
全年	2,579.1	16.7	24.0	10.4

資料：気象庁

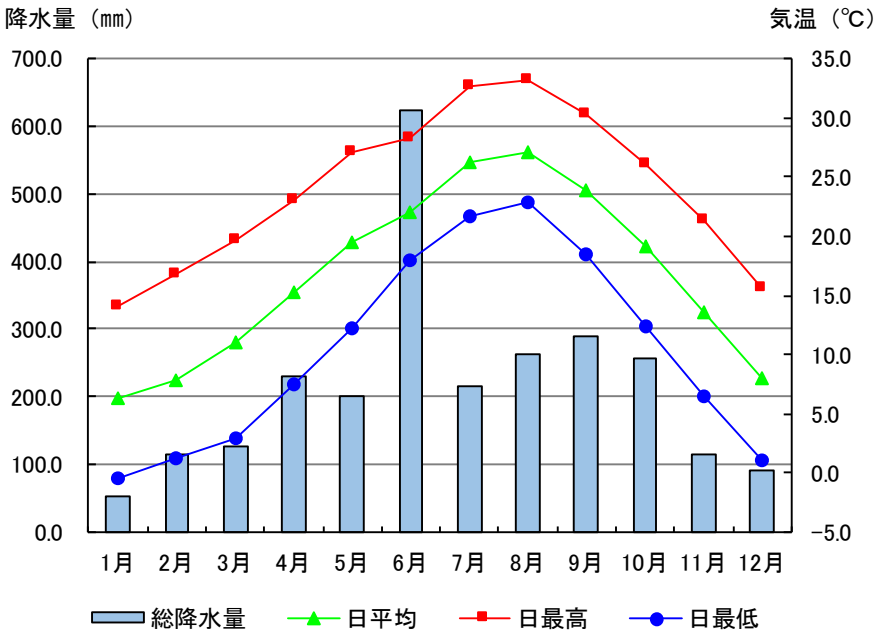

図２－１－２　気象概況

３．水　象

(1)河　川

本町には二級河川として、五十鈴川・鳴子川・丸バエ川の３幹川があり、１次・２次支川として津々良川・三ヶ瀬川・庭谷川・市の原川・中山川・竹名川などがある。その他の主な河川として丸山川・新川が門川湾に注いでいる。

主な河川（支川は除く）の水象は、表２－１－２に示すとおりであり、図２－１－３に河川流域図を示す。

表２－１－２　主な河川の水象

河　川　名	位　　置	利　水　状　況
五 十 鈴 川 （8,856ha）	美郷町に源を発し、本町南部を東流し、市街地南部で門川湾に注いでいる。	・農業用水や上水道の水源として利用されている。 ・内水面漁業
鳴　子　川 （1,513ha）	本町中北部の山間部に源を発し、本町中央部を南流し、市街地北部で門川湾に注いでいる。	・農業用水として利用されている。
丸　山　川 （104ha）	加草地区山間部より南流している。中流以降は、生活雑排水などで、排水路となっている。	・農業用水として利用されている。
丸 バ エ 川 （461ha）	加草地区山間部より南流している。河口より河川改修事業の整備が進んでいる。	・農業用水として利用されている。
新　　川 （343ha）	本町東部山間部より南西に流れて門川湾に注いでいる。	・農業用水として利用されている。

※１：面積は図上より算定

(2)海　域

五十鈴川をはじめ本町の主な河川は、門川湾（日向灘）に注いでいる。

海域の水象は、表２－１－３に示すとおりである。

表２－１－３　海域の水象

海　域　名	概　　要	利　水　状　況
門　川　湾	五十鈴川・鳴子川・丸山川・丸バエ川・新川が門川湾に注いでおり、漁業等が行われている。	・漁業 ・タイ、カンパチ、シマアジなどの養殖

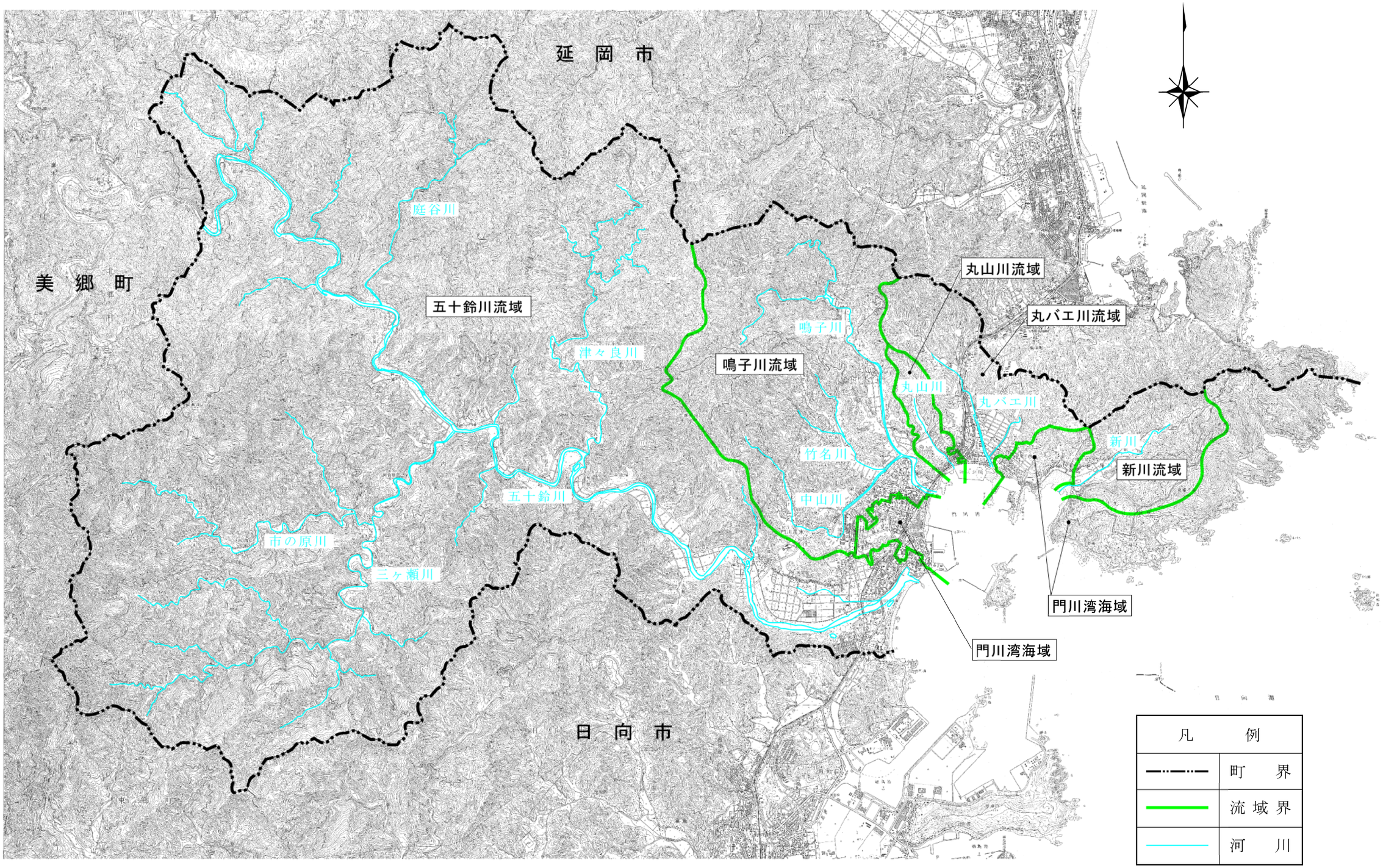
延岡市
美郷町
日向市
庭谷川
五十鈴川流域
津々良川
鳴子川
鳴子川流域
丸山川流域
丸バエ川流域
丸山川
丸バエ川
竹名川
中山川
新川
新川流域
五十鈴川
市の原川
三ヶ瀬川
門川湾海域
門川湾海域
凡例
町界
流域界
河川
1:60,000
0
1000
2000
3000m

図２－１－３ 河 川 流 域 図

第２節　人　　口

１．人口の推移

本町の人口・世帯数の推移は、表２－２－１及び図２－２－１に示すとおりである。

最近の過去８年間（H20～27年次）の人口推移は、毎年減少傾向にある。また、世帯数は全体的に若干の伸びを示している。

表２－２－１　人口・世帯数の推移

年　次	人　　口　（人）			世帯数	一世帯当り人員数（人）	人口の年平均伸び率（%）	世帯数の年平均伸び率（%）
	総 数	男	女				
H20	19,381	9,113	10,268	7,810	2.48	2.2	10.8
H21	19,329	9,109	10,220	7,865	2.46	△ 0.3	0.7
H22	19,280	9,084	10,196	7,902	2.44	△ 0.3	0.5
H23	19,106	8,998	10,108	7,951	2.40	△ 0.9	0.6
H24	19,113	9,051	10,062	8,006	2.39	0.0	0.7
H25	18,953	8,947	10,006	8,008	2.37	△ 0.8	0.0
H26	18,800	8,891	9,909	8,047	2.34	△ 0.8	0.5
H27	18,530	8,799	9,731	8,100	2.29	△ 1.5	0.7

資料：住基人口（各年次9月30日現在）

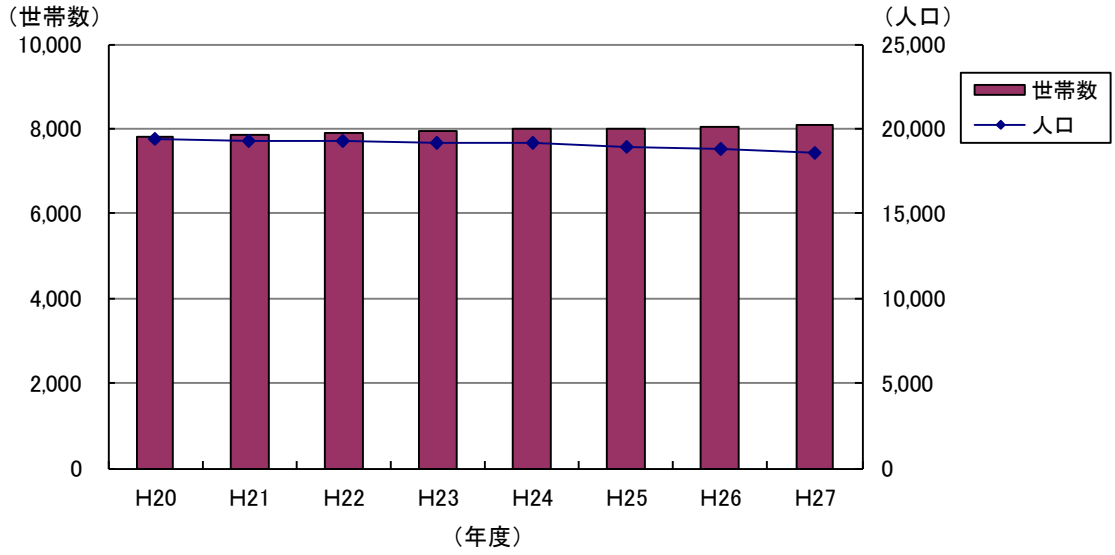

図２－２－１　人口・世帯数の推移

２．地区別人口

地区別人口は、表２－２－２に示すとおりである。

大字門川尾末１地区で本町全体の57.6%を占めており、この地区における過去10年間の人口増減をみると、ほぼ横ばいの状況となっている。

表２－２－２　地区別人口推移　　NO.1

地区名		人口（人）									人口増減率
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H27比率	
大字川内	松　瀬	49	49	48	43	42	39	37	37	0.2%	−24.5%
	三ヶ瀬	316	302	299	290	276	263	246	230	1.2%	−27.2%
	上井野	289	282	277	274	264	262	246	238	1.3%	−17.6%
	大内原	105	106	104	97	89	87	87	85	0.5%	−19.0%
	小　松	119	112	115	115	119	122	114	112	0.6%	−5.9%
	大　丸	154	155	158	153	147	142	136	130	0.7%	−15.6%
	計	1,032	1,006	1,001	972	937	915	866	832	4.5%	−19.4%
大字門川尾末１	小　園	290	289	281	278	267	260	261	268	1.4%	−7.6%
	城屋敷	307	302	295	295	297	295	285	267	1.4%	−13.0%
	中　山	214	219	218	206	203	194	186	179	1.0%	−16.4%
	竹　名	129	126	126	120	119	121	112	113	0.6%	−12.4%
	五十鈴	403	390	394	396	407	400	393	372	2.0%	−7.7%
	南　町	784	806	804	776	760	747	746	773	4.2%	−1.4%
	南ヶ丘	650	637	627	630	623	642	643	620	3.3%	−4.6%
	上　町	674	672	671	676	686	675	677	678	3.7%	0.6%
	本　町	568	550	547	538	549	556	532	518	2.8%	−8.8%
	東栄町	1,056	1,057	1,087	1,061	1,080	1,050	1,047	1,026	5.5%	−2.8%
	西栄町	1,237	1,242	1,246	1,250	1,274	1,280	1,260	1,260	6.8%	1.9%
	栄ヶ丘	452	457	468	501	524	525	540	533	2.9%	17.9%
	平城東	892	874	880	870	882	867	836	824	4.4%	−7.6%
	城ヶ丘	575	580	587	591	589	589	601	585	3.2%	1.7%
	平城西	1,390	1,400	1,384	1,365	971	969	950	905	4.9%	−34.9%
	梅ノ木	−	−	−	−	383	380	387	380	2.1%	−0.8%
	宮ヶ原	1,380	1,372	1,353	1,365	1,346	1,359	1,377	1,374	7.4%	−0.4%
	計	11,001	10,973	10,968	10,918	10,960	10,909	10,833	10,675	57.6%	−3.0%
大字門川尾末２	旭　町	207	208	196	200	201	201	200	181	1.0%	−12.6%
	尾末東	115	114	125	124	125	130	117	104	0.6%	−9.6%
	後　向	183	180	170	170	160	154	146	138	0.7%	−24.6%
	中　尾	344	343	335	332	319	316	302	290	1.6%	−15.7%
	下納屋	529	512	495	483	469	481	467	464	2.5%	−12.3%
	上納屋１	223	207	203	209	211	200	188	190	1.0%	−14.8%
	上納屋２	193	181	181	179	171	164	158	158	0.9%	−18.1%
	上納屋３	197	189	184	191	189	182	172	173	0.9%	−12.2%
	計	1,991	1,934	1,889	1,888	1,845	1,828	1,750	1,698	9.2%	−14.7%

※１：人口増減率はH20年に対するH27年の比率　　資料：住基人口（各年9月30日現在）

NO.2

地区名		人口（人）									人口増減率
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H27比率	
大字加草	中　村	318	320	323	320	348	348	334	334	1.8%	5.0%
	加草１	533	549	557	566	545	552	579	566	3.1%	6.2%
	加草２	750	748	732	711	696	689	697	690	3.7%	−8.0%
	加草３	401	405	406	388	381	367	352	345	1.9%	−14.0%
	加草４	562	599	615	587	623	612	607	611	3.3%	8.7%
	加草５	158	157	153	157	161	161	169	172	0.9%	8.9%
	計	2,722	2,778	2,786	2,729	2,754	2,729	2,738	2,718	14.7%	−0.1%
大字庵川	庵川西	1,773	1,773	1,796	1,795	1,824	1,785	1,825	1,828	9.9%	3.1%
	庵川東	704	709	687	655	645	646	640	634	3.4%	−9.9%
	牧　山	131	130	126	122	122	117	124	119	0.6%	−9.2%
	谷ノ山	27	26	27	27	26	24	24	26	0.1%	−3.7%
	計	2,635	2,638	2,636	2,599	2,617	2,572	2,613	2,607	14.1%	−1.1%
合　計		19,381	19,329	19,280	19,106	19,113	18,953	18,800	18,530	100.0%	−4.4%

※１：人口増減率はH20年に対するH27年の比率　　資料：住基人口（各年9月30日現在）

３．流域別人口

本町における流域ごとの人口推移は、表２－２－３に示すとおりである。

表２－２－３　流域別人口推移

流域名	人口（人）							
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
五十鈴川	5,260	5,207	5,167	5,110	5,060	5,025	4,914	4,798
鳴子川	5,376	5,404	5,399	5,410	5,427	5,432	5,438	5,225
丸山川	570	573	568	558	544	541	549	541
丸バエ川	2,004	2,043	2,054	2,004	2,039	2,000	2,008	2,006
新川	95	96	93	89	87	88	87	86
門川湾	6,076	6,006	5,999	5,935	5,956	5,867	5,804	5,874
計	19,381	19,329	19,280	19,106	19,113	18,953	18,800	18,530

※１：地区別人口より振り分け　　資料：住基人口（各年9月30日現在）

※２：流域別人口の内訳は資料編参照

４．人口集中地区（ＤＩＤ）人口

現在、人口集中地区人口は本町全体の46.3%（H22年）に至っている。
表２－２－４に人口集中地区人口の推移、図２－２－２にＤＩＤ区域を示す。

表２－２－４　人口集中地区人口の推移

年　次	人　口（人）			面積（㎢）			人口密度（人／㎢）	
	人口集中地　区	町内全域	全域に占める割合	人口集中地　区	町内全域	全域に占める割合	人口集中地　区	町内全域
Ｈ２	8,232	18,894	43.6%	1.9	120.47	1.6%	4,333	157
Ｈ７	8,325	19,155	43.5%	1.7	120.48	1.4%	4,812	159
H12	8,477	19,287	44.0%	1.8	120.48	1.5%	4,736	160
H17	8,930	19,207	46.5%	1.92	120.48	1.6%	4,651	159
H22	8,731	18,854	46.3%	1.94	120.48	1.6%	4,501	157

資料：国勢調査

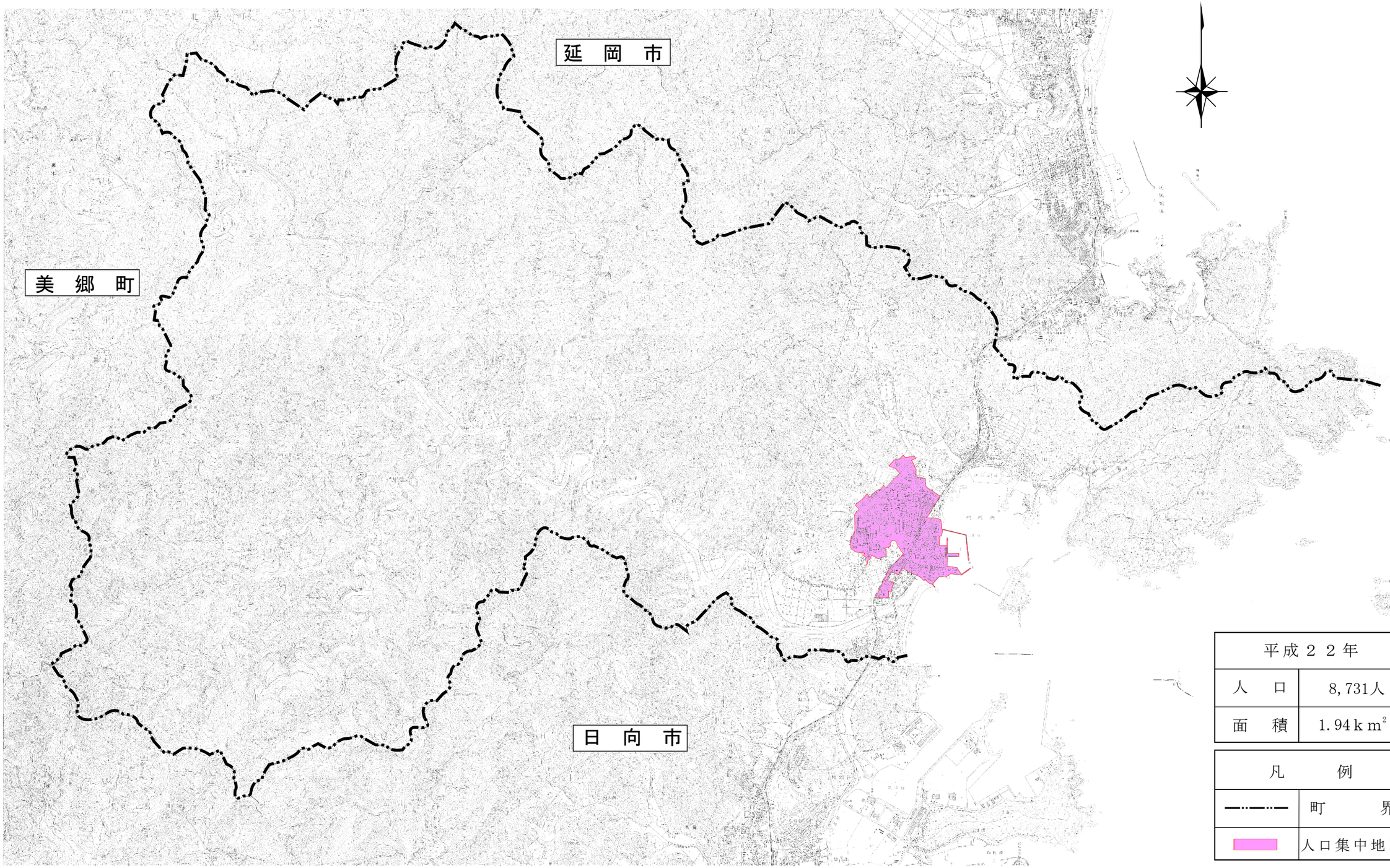

平成２２年	
人　口	8,731人
面　積	1.94ｋｍ^2

凡　例	
	町　界
	人口集中地区

1:60,000

0　1000　2000　3000m

図２－２－２　人口集中地区（ＤＩＤ）

第３節　産　　業

１．概　要

本町における就業人口は、平成７年をピークに減少傾向を示している。その中で、産業別推移をみると、第一次産業就業人口は減少傾向を示しており、第二次産業就業人口は平成７年までの増加傾向から平成12年以降は減少に転じている。一方、第三次産業就業人口は平成17年から平成22年にかけ若干の減少を示しているものの、平成2年と比較すると大幅な増加傾向を示している。

平成22年における産業別就業人口の割合は、第三次産業が58.6％で最も高く、第二次産業は33.0％、第一次産業は7.9％となっている。

表２－３－１、図２－３－１に産業別就業人口の推移を示す。

表２－３－１　産業別就業人口の推移

区分＼年次	Ｈ２	Ｈ７	H12	H17	H22
総　　数	8,929	9,270	9,090	8,936	8,305
第一次産業	1,050	957	859	759	652
第二次産業	3,709	3,865	3,445	3,194	2,742
第三次産業	4,162	4,446	4,786	4,929	4,868
分類不能産業	8	2	0	54	43

資料：国勢調査

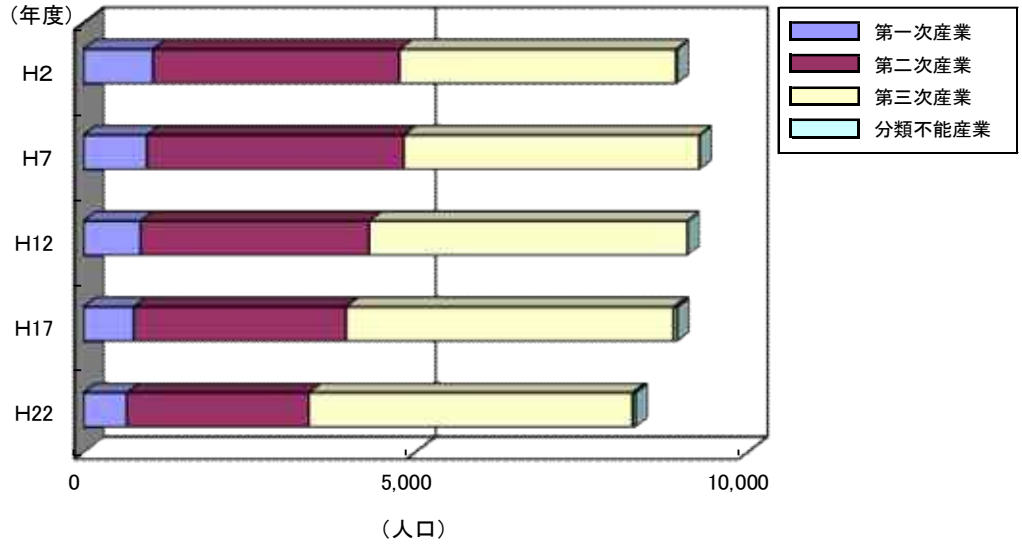

図２－３－１　産業別就業者数人口の推移

２．工　業

本町の工業は、自動車部品・発泡スチロール・食料品等の製造業系企業の進出により、雇用の創出や町民生活の向上などに大きな役割を果たしている。

しかし、長期にわたる景気低迷や県北地域における高速交通体系の未整備、都市基盤の脆弱さなどが相まって、事業所数・従業者数・製造品出荷額等はここ数年減少傾向を示している。

地場企業としては、出荷額でみると食料品・窯業・土石などの業種が占める割合が高くなっており、特に食料品においては、水産業と深い係わりのある食品加工を中心に、新たな加工技術の導入が進んでいる。

表２－３－２、図２－３－２に事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移を示す。

表２－３－２　事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

年　次	事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
H17	44	1,361	1,887,508
H18	41	1,476	2,081,993
H19	48	1,576	2,119,963
H20	49	1,521	2,108,678
H21	42	1,443	1,606,503
H22	43	1,456	1,900,269
H23	40	1,174	1,400,837
H24	41	1,626	1,875,311
H25	42	1,488	1,922,444
H26	40	1,456	1,730,312

資料：工業統計調査

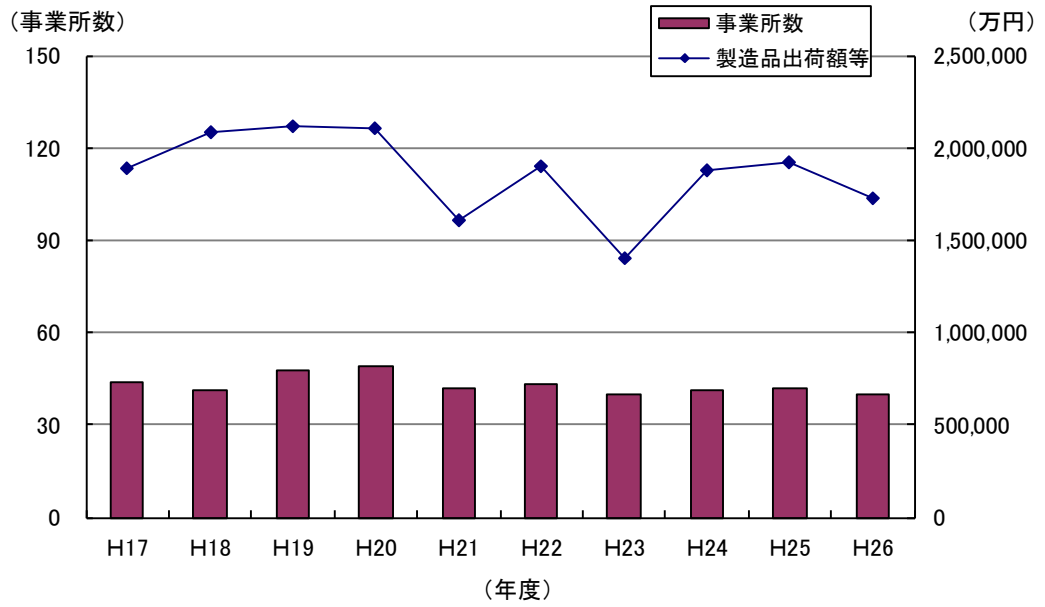

図２－３－２　事業所数・製造品出荷額等の推移

３．農林水産業

(1)農　業

本町の農業は、水稲をはじめとして施設野菜・果樹・花卉・畜産など、温暖多照な気象条件を生かした農業が図られてきた。

農家戸数は、年々減少傾向を示しており、平成27年は391戸で、平成22年と比較すると69戸減少している。特に自給・専業農家数の減少が目立っている。また、農業従事者における65歳以上の割合は、平成27年で65.1％となっており、平成22年の47.0％に比べ、農業従事者の高齢化が一段と進行している。

専業別農家数及び経営耕地面積の推移を表２－３－３に示す。

表２－３－３　専業別農家数及び経営耕地面積の推移

年次	農家数（戸）						就業人口（人）	経営耕地面積(ha)			
	総数	販売農家				自給農家		総面積	田	畑	樹園地
		専業農家	兼業農家								
			総数	第１種	第２種						
Ｈ７	578	93	485	118	367		1,443	359	269	50	40
Ｈ12	533	95	309	68	241	129	1,460	339	260	39	40
Ｈ17	501	108	251	57	194	142	950	270	213	26	31
Ｈ22	460	118	197	60	137	145	811	254	183	34	37
Ｈ27	391	65	217	40	177	109	424	273	230	19	25

資料：第５次門川町総合計画・農林業センサス

(2)林　業

本町の林業は、林業採算性の悪化及び林業担い手不足と高齢化等により、持続的な森林経営や森林の適正な維持管理が困難な状況となっている。

このため、林業生産活動が停滞し、除間伐等の森林整備に必要な森林施業にも影響がでている。

(3)水産業

本町の水産業の内、海面漁業については、庵川漁協と門川漁協の２漁協があり、沿岸漁業を主とした漁業形態である。また、門川湾内においては、タイ・カンパチ・シマアジなどの養殖漁業が営まれている。

漁獲量・漁獲高は、平成27年は若干増加しているが、全体として減少傾向にある。漁業就業者についても同様に、やや減少傾向にあり、高齢化や後継者不足が深刻な問題となっている。

一方、内水面漁業においては、五十鈴川漁協があり、組合員が共同して魚類の繁殖保護を図るため、魚類の放流に努めると共に河川の清浄化を図っているが、近年の都市化に伴い、廃棄物・生活雑排水・家畜のし尿などによる水質汚染が危惧され、環境対策が必要となっている。

水揚数量・水揚高の推移を表２－３－４、図２－３－３に示す。

表２－３－４　水揚数量・水揚高の推移

年　次	水　揚　数　量　（トン）			水　揚　高　（千円）		
	門川漁協	庵川漁協	合計	門川漁協	庵川漁協	合計
H16	730	2,416	3,146	395,137	868,268	1,263,405
H17	1,132	2,168	3,300	469,361	789,624	1,258,985
H18	686	2,094	2,780	391,591	824,854	1,216,445
H19	788	2,120	2,908	414,126	823,146	1,237,272
H20	596	1,495	2,091	359,389	773,802	1,133,191
H21	1,302	1,825	3,127	289,114	732,760	1,021,874
H22	618	1,669	2,287	316,997	673,758	990,755
H23	542	1,714	2,256	274,187	680,869	955,056
H24	551	1,619	2,170	277,925	659,408	937,333
H25	550	1,170	1,720	247,945	613,490	861,435
H26	441	1,260	1,701	226,320	609,863	836,183
H27	484	1,559	2,043	277,789	675,222	953,011

資料：第５次門川町総合計画

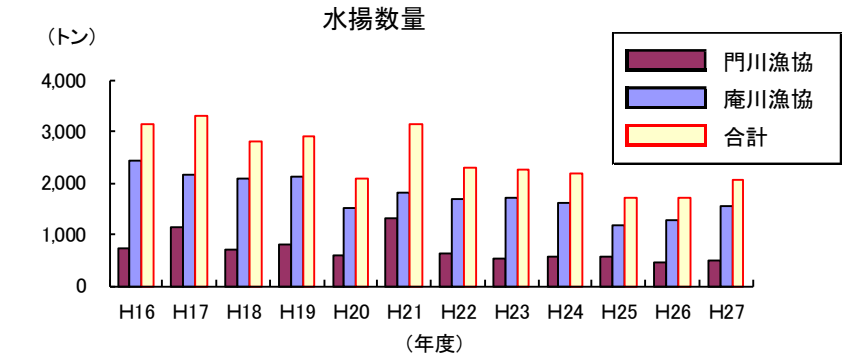

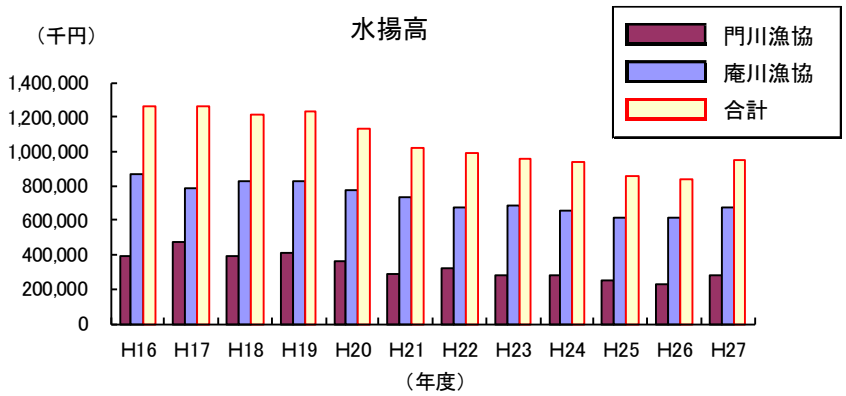

図２－３－３　水揚数量・水揚高の推移

４．商　業

本町の商業は、企業誘致・住宅団地造成などにより、消費人口の増加は見込まれるものの、延岡市・日向市の２つの経済商業圏に挟まれ、道路網の整備などを背景にした商圏の広域化や、両市に広大な駐車スペースを持つ大型店舗の立地増などにより、本町消費需要のさらなる流出が懸念されている。

近年の傾向として、従業者数は減少しているものの卸売業及び小売業共に年間商品販売額は増加傾向が見られる。

卸売業・小売業の商店数・従業者数・年間商品販売額の推移を表２－３－５、図２－３－４に示す。

表２－３－５　卸売業・小売業の推移

年　次	卸　売　業			小　売　業		
	商店数	従業者数	年間商品販売額（万円）	商店数	従業者数	年間商品販売額（万円）
H14	34	223	691,048	222	1,134	1,280,787
H16	34	237	627,435	200	999	1,059,248
H19	35	259	968,766	209	1,014	1,188,935
H24	29	170	609,500	143	706	985,100
H26	27	177	616,173	151	849	1,214,466

資料：商業統計調査

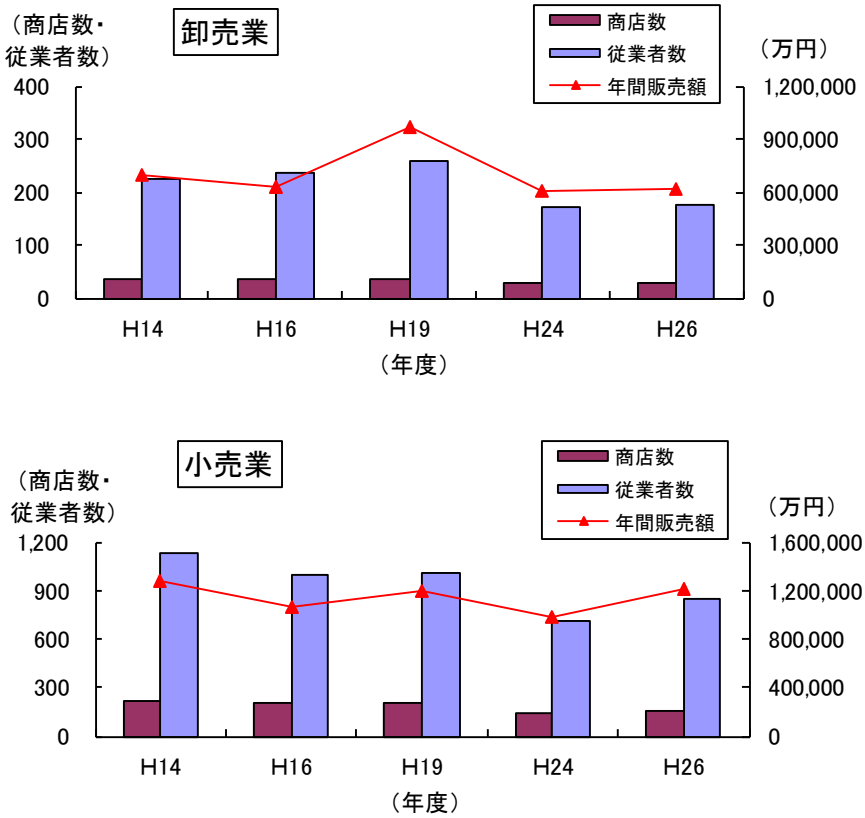

図２－３－４　卸売業・小売業の推移

５．観光・サービス業

本町の観光産業は、平成６年９月に指定を受けた宮崎県北地方拠点都市地域において、遠見半島地域を開発拠点地区として位置づけ、ゴルフ場・福祉健康交流研修施設・広域レクリエーション施設などの整備が図られている。

また、それ以外に本町を代表する観光地として、夢人島サバイバルアイランド（乙島）・門川海浜総合公園（スライダープール）・遠見山などがあるが、乙島における埋め立て地や、遠見山などにおける観光施設などを有効利用していくために、道路の改良整備・施設整備を促進する必要がある。

平成26年度の観光地入り込み者数は、157,375人（内、県外客6,015人）であり、平成25年度の441,835人（内、県外客35,347人）と比較すると64.4%減少している。また、宿泊施設については、旅館・ホテル・民宿等５施設あり、128人／日の受け入れ能力がある。

第４節　都市環境

１．土地利用

本町の土地利用状況は、都市計画区域面積 1,879haの内、山林が47.1%を占め、住宅用地が10.2%、その他の自然地及び田が7.9%の順となっている。

表２－４－１、図２－４－１及び図２－４－２に土地利用状況を示す。

表２－４－１　土地利用別面積

土地利用区分			都市計画区域					
			市街化区域		市街化調整区域		合計	
			面積	比率	面積	比率	面積	比率
自然的土地利用	農地	田	18.1 ha	3.5 %	129.8 ha	9.5 %	147.9 ha	7.9 %
		畑	36.0 ha	7.0 %	97.0 ha	7.1 %	133.0 ha	7.1 %
			54.1 ha	10.5 %	226.8 ha	16.7 %	280.9 ha	15.0 %
	山林		36.6 ha	7.1 %	848.0 ha	62.3 %	884.6 ha	47.1 %
	水面		7.0 ha	1.4 %	26.7 ha	2.0 %	33.7 ha	1.8 %
	その他の自然地		31.5 ha	6.1 %	117.4 ha	8.6 %	148.9 ha	7.9 %
	小計		129.2 ha	25.0 %	1,218.9 ha	89.5 %	1,348.1 ha	71.8 %
都市的土地利用	宅地	住宅用地	161.4 ha	31.2 %	29.3 ha	2.2 %	190.7 ha	10.2 %
		商業用地	32.9 ha	6.4 %	2.4 ha	0.2 %	35.3 ha	1.9 %
		工業用地	14.8 ha	2.9 %	7.1 ha	0.5 %	21.9 ha	1.2 %
			209.1 ha	40.5 %	38.8 ha	2.8 %	247.9 ha	13.2 %
	公共・公益施設用地		50.3 ha	9.7 %	14.1 ha	1.0 %	64.4 ha	3.4 %
	道路用地		84.6 ha	16.4 %	44.2 ha	3.2 %	128.8 ha	6.9 %
	交通施設用地		10.0 ha	1.9 %	1.4 ha	0.1 %	11.4 ha	0.6 %
	その他の公的施設用地		0.0 ha	0.0 %	0.0 ha	0.0 %	0.0 ha	0.0 %
	その他の空地		33.7 ha	6.5 %	44.5 ha	3.3 %	78.2 ha	4.2 %
	小計		387.7 ha	75.0 %	143.0 ha	10.5 %	530.7 ha	28.2 %
合計			517 ha	100.0 %	1,362 ha	100.0 %	1,879 ha	100.0 %

出典：宮崎県都市計画基礎調査

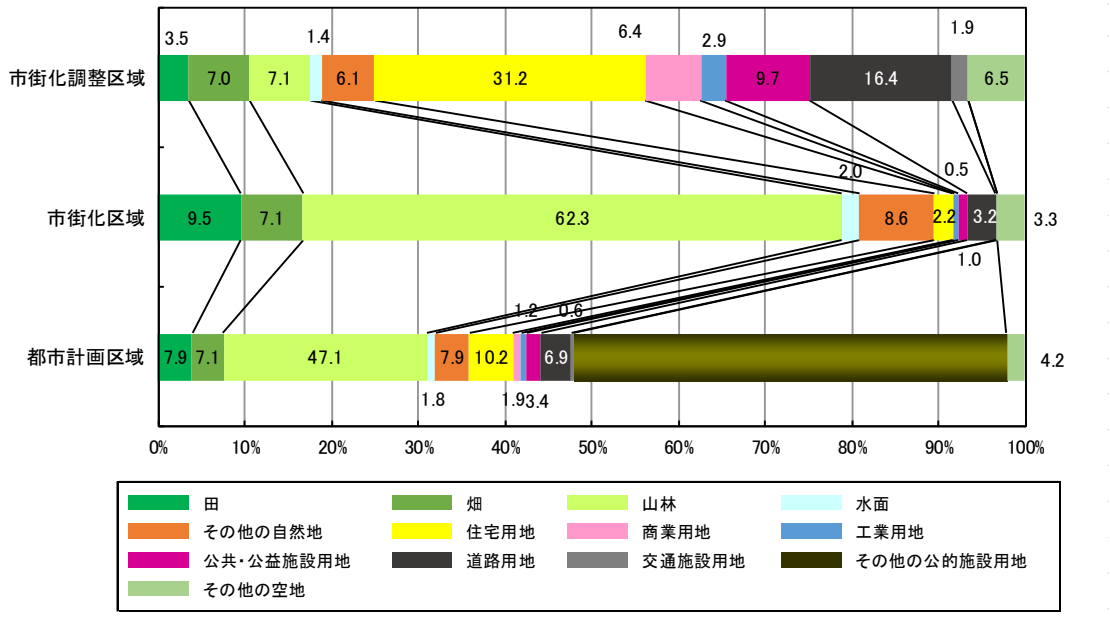

図２－４－１　土地利用別面積比率

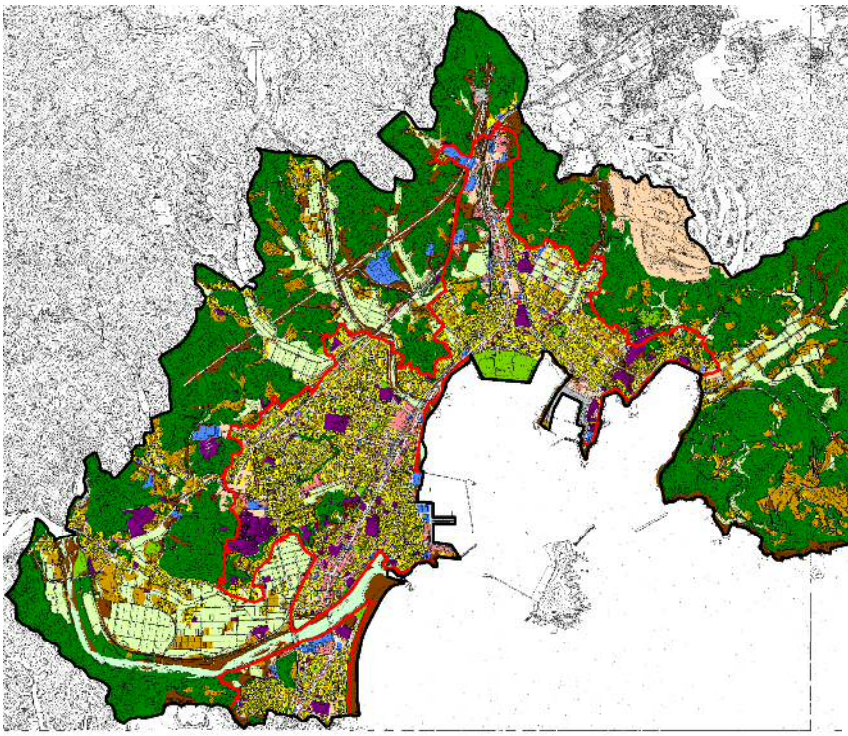

凡　例

	土　地　利　用	表　示
1	田	
2	畑	
3	山林	
4	水面	
5	その他自然地	
6	住宅用地	
7	商業用地	
8	工業用地	
9	公益施設用地	
10	公共空地	
11	道路用地	
12	交通施設用地	
13	その他の公的施設用地	
14	その他の空地	
	市街化区域界	
	都市計画区域界	

図２－４－２　土地利用現況図

２．都市計画

本町における都市計画区域面積は1,879haで、町全面積の15.6%を占めている。

このうち市街化区域は517ha、市街化調整区域が1,362haとなっており、市街化区域については用途地域が定められ、住宅地・商業地・工業地等、各用途に区分されている。

都市計画の現況を表２－４－２及び図２－４－３に示す。

表2－4－2 都市計画の現状

区分			規模		最終指定年月日
都市計画区域			1,879 ha		昭和56年7月3日
市街化区域			517 ha		平成11年1月11日
	用途地域	第一種低層住居専用地域	46.3 ha	9.0 %	
		第二種低層住居専用地域	－ ha	－ %	
		第一種中高層住居専用地域	71.0 ha	13.7 %	
		第二種中高層住居専用地域	69.0 ha	13.3 %	
		第一種住居地域	110.3 ha	21.3 %	
		第二種住居地域	68.0 ha	13.2 %	
		準住居地域	－ ha	－ %	
		近隣商業地域	26.0 ha	5.0 %	
		商業地域	23.0 ha	4.4 %	
		準工業地域	79.3 ha	15.3 %	
		工業地域	24.0 ha	4.6 %	
		工業専用地域	－ ha	－ %	
	生産緑地地区		2.1 ha		平成13年10月29日
市街化調整区域			1,362.0 ha		平成11年1月11日

資料：第5次門川町総合計画

※用途地域の割合は、四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

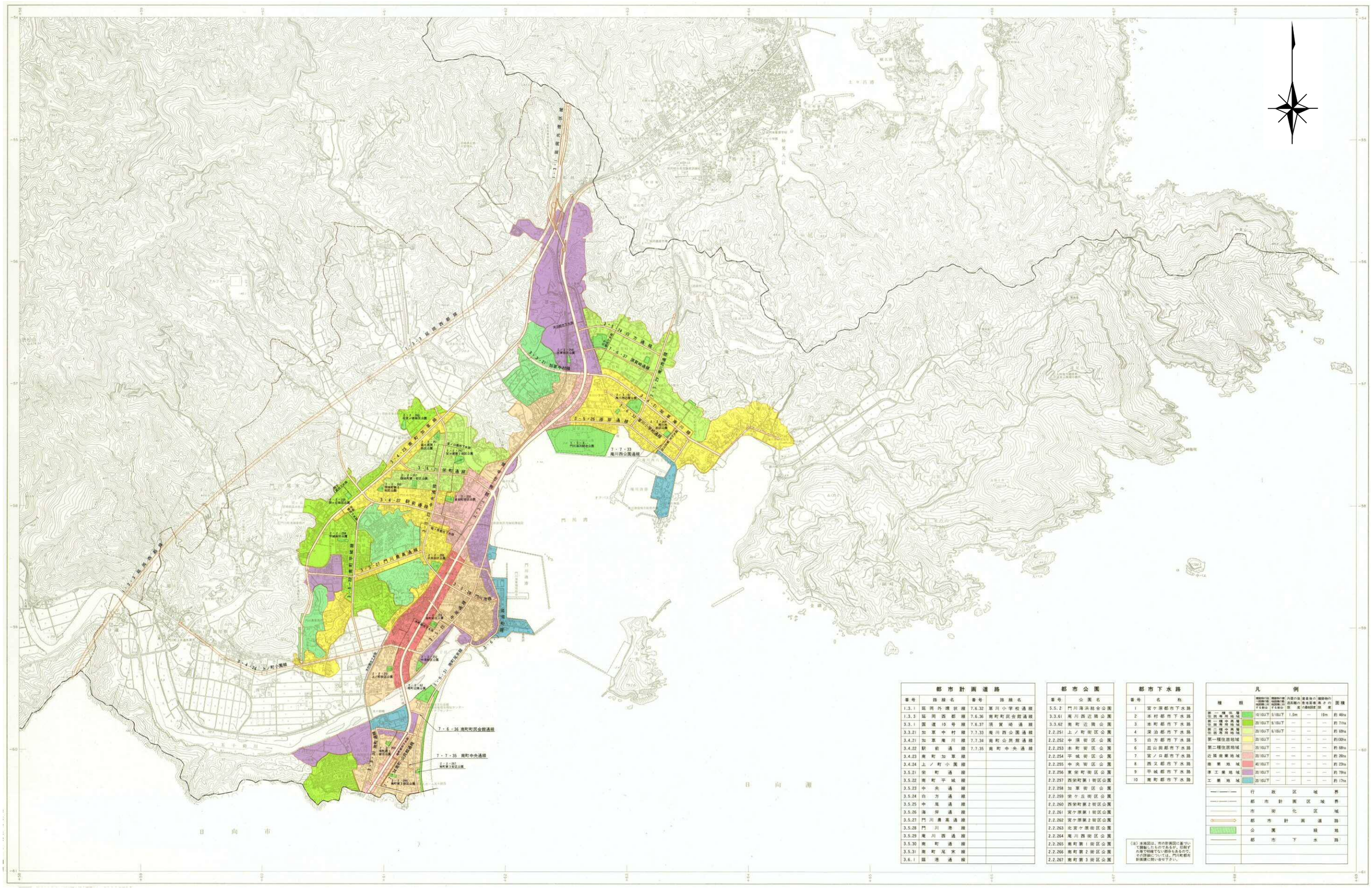

都市計画道路

番号	路線名	番号	路線名
1.3.1	延岡外環状線	7.6.32	草川小学校通線
1.3.3	延岡西都線	7.6.36	南町町民会館通線
3.3.1	国道10号線	7.6.37	須賀崎通線
3.3.21	加草中村線	7.7.33	庵川西公園通線
3.4.21	加草庵川線	7.7.34	南町公民館通線
3.4.22	駅前通線	7.7.35	南町中央通線
3.4.23	南町加草線		
3.4.24	上ノ町小園線		
3.5.21	栄町通線		
3.5.22	南町平城線		
3.5.23	中央通線		
3.5.24	白方通線		
3.5.25	中尾通線		
3.5.26	海岸通線		
3.5.27	門川農高通線		
3.5.28	門川港線		
3.5.29	庵川西通線		
3.5.30	南町通線		
3.5.31	南町尾末線		
3.6.1	臨港通線		

都市公園

番号	公園名
5.5.2	門川海浜総合公園
3.3.61	庵川西近隣公園
3.3.62	南町近隣公園
2.2.251	上ノ町街区公園
2.2.252	中須街区公園
2.2.253	本町街区公園
2.2.254	平城街区公園
2.2.255	中央街区公園
2.2.256	東栄町街区公園
2.2.257	西栄町第１街区公園
2.2.258	加草街区公園
2.2.259	栄ケ丘街区公園
2.2.260	西栄町第２街区公園
2.2.261	宮ケ原第１街区公園
2.2.262	宮ケ原第２街区公園
2.2.263	北宮ケ原街区公園
2.2.264	庵川西街区公園
2.2.265	南町第１街区公園
2.2.266	南町第２街区公園
2.2.267	南町第３街区公園

都市下水路

番号	名称
1	宮ケ原都市下水路
2	本村都市下水路
3	本町都市下水路
4	深泊都市下水路
5	白方都市下水路
6	昆山田都市下水路
7	宮ノ口都市下水路
8	西又都市下水路
9	平城都市下水路
10	南町都市下水路

（注）本地図は、市の計画図に基づいて調製したものですが、印刷ずれ等で明確でない部分もあるので、その詳細については、門川都市計画課に問い合せ下さい。

凡例

種類	建ぺい率の限度	容積率の限度	外壁の後退距離の最低限度	敷地面積の最低限度	高さの限度	面積
第一種低層住居専用地域	10/10以下	5/10以下	1.0m	—	10m	約 40ha
第一種中高層住居専用地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 71ha
第二種中高層住居専用地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 69ha
第一種住居地域	20/10以下	—	—	—	—	約130ha
第二種住居地域	20/10以下	—	—	—	—	約 68ha
近隣商業地域	20/10以下	—	—	—	—	約 26ha
商業地域	40/10以下	—	—	—	—	約 23ha
準工業地域	20/10以下	—	—	—	—	約 79ha
工業地域	20/10以下	—	—	—	—	約 17ha

行政区域界
都市計画区域界
市街化区域
都市計画道路
公園緑地
都市下水路

1:30,000

0　200　1000　2000m

図２－４－３ 都 市 計 画 図

３．都市施設等

(1) 上水道

本町の上水道事業は、昭和28年に簡易水道の認可を受け、計画給水人口4,950人、計画一日最大給水量743㎥の施設を整備し、昭和30年４月から学校・病院・事業所等と一般家庭へ給水を開始してきたが、年々増加する人口や給水量に対応するため、昭和44年１月に上水道の認可を受け、以来４次の拡張事業を経て今日に至っている。

平成27年度現在における上水道施設整備状況は、表２－４－３に示すとおりである。

表２－４－３　上水道整備状況（平成27年度）

	上水道事業	簡易水道事業（上井野・大原地区）
給水区域面積（km^2）	11.88	1.32
計画給水人口（人）	20,000	491
町人口に対する普及率（%）	97.81	1.81
給水人口（人）	18,256	338
給水戸数(戸)	7,074	121
計画一日最大給水量（m^3）	13,000	260

資料：門川町環境水道課

(2) 工業用水

本町では、工業用水は整備されていない。

(3) 下水道

本町では公共下水道は整備されていない。

都市下水路の現況については、表２－４－４に示すとおりである。

表２－４－４　都市下水路の現況　　単位：m、ha

名　　称	幅　員	延　長	集水面積	備　考
宮ヶ原都市下水路	1.6 - 2.0	1,600	71.0	完　了
本村都市下水路	1.6 - 2.3	600	38.0	完　了
本町都市下水路	1.2 - 2.5	810	51.0	完　了
深迫都市下水路	1.1 - 2.8	135	18.0	完　了
白方都市下水路	1.6 - 2.8	500	30.0	完　了
皿山田都市下水路	1.0 - 2.5	556	32.0	完　了
宮ノ口都市下水路	1.7 - 2.0	410	35.0	完　了
西又都市下水路	1.9	256	49.0	完　了
平城都市下水路	1.0 - 1.8	230	32.0	完　了
南町都市下水路	0.7 - 1.7	1,370	33.0	完　了
計		6,467		

資料：門川町都市計画マスタープラン

(4)一般廃棄物処理施設

本町の一般廃棄物処理施設の内、し尿・浄化槽汚泥処理施設については、門川町衛生センター（処理能力40kL/日）にて処理を行っている。

一方、ごみ処理については、可燃物は週２回、プラスチック製容器包装は週１回、不燃物は月１回の頻度で、民間業者委託方式により収集している。

可燃物の処理については、収集ごみと清掃工場へ直接持ち込まれるごみとを合わせて中継施設によりとりまとめ、広域処理として日向市に設置した日向東臼杵広域連合の焼却場（処理能力160t/日）で焼却処理し、焼却灰は最終処分場で埋め立て処分している。

また、プラスチック製容器包装及び不燃物の処分は民間業者に委託している。

(5)産業廃棄物処理施設

本町の産業廃棄物処理は、各排出事業者が個別に産業廃棄物処理施設への処理を行っている。

(6)公園・緑地等

本町の公園整備状況は、平成27年度現在、都市公園23か所（面積20.25ha）が整備されており、町民一人当たりの公園面積は10.93㎡となっている。

表２－４－５に公園の整備状況を示す。

表２－４－５　公園整備状況（平成27年度）　　単位：ha、㎡

都市公園の種類	計画		供用		町民一人当り公園面積	備考
	箇所	面積	箇所	面積		
街区公園	19	4.75	19	4.75	2.56	
近隣公園	2	2.00	2	2.00	1.08	
総合公園	1	10.30	1	10.30	5.56	
その他の公園	1	3.20	1	3.20	1.73	
合計	23	20.25	23	20.25	10.93	

※１：町民数はH27年度住基人口より　　資料：第５次門川町総合計画

第５節　生活排水処理施設整備状況

１．し尿処理施設の整備状況

本町のし尿処理施設は、昭和56年３月に竣工した門川町衛生センターがあり、処理能力は40kL/日である。

表２－５－１にし尿処理施設整備状況を示す。

表２－５－１　し尿処理施設整備状況（平成27年度現在）

事業主体名	流域名	処理規模（kL／日）	処理方法	竣工	所在地
門川町	五十鈴川	40	低希釈二段活性汚泥法 ＋ 高度処理	昭和56年3月	大字門川尾末

資料：門川町衛生センター

２．農業集落排水処理施設の整備状況

本町では、農業集落排水処理施設は現在整備されていない。

３．漁業集落排水処理施設の整備状況

本町の漁業集落において、漁業集落環境整備事業を進める中で、漁港及び周辺の公共用水域の水質浄化を目的として上納屋地区汚水処理施設、尾末東地区汚水処理施設が整備されている。

ただし、生活雑排水のみの処理施設であり、し尿については、各々くみ取りあるいは、単独・合併処理浄化槽にて処理を行っている。

したがって、今回の計画では、本施設による処理区域は浄化槽計画区域として分類する。

表２－５－２、図２－５－１に漁業集落排水処理施設整備状況を示す。

表２－５－２　漁業集落排水処理施設整備状況

事業名	海域名	補助	関係集落数	処理区数	計画処理人口（人）	工期年度
漁業集落環境整備事業	門川湾	国補	1	1	2,630	S62～
生活排水処理施設事業	門川湾	国補	1	1	1,240	S62～

４．コミュニティプラントの整備状況

本町では、コミュニティプラントは現在整備されていない。

５．浄化槽の整備状況

本町における浄化槽設置状況は、表２－５－３に示すとおりである。

なお、南ヶ丘団地造成時に、民間設置型の大型合併処理浄化槽（1,100人槽）が設置されている。

図２－５－２に大型合併処理浄化槽整備状況を示す。

表２－５－３　浄化槽の整備状況（平成27年度）　　単位：人

		五十鈴川	鳴子川	丸山川	丸バエ川	新川	門川湾	計
単独浄化槽	501人以上	0	0	0	0	0	0	0
	500人以下	779	2,061	220	611	19	2,470	6,160
	合計	779	2,061	220	611	19	2,470	6,160
合併処理浄化槽	501人以上	620	0	0	0	0	0	620
	500～11人	87	67	4	66	0	270	494
	10人以下	2,999	2,788	298	1,248	53	2,677	10,063
	合計	3,706	2,855	302	1,314	53	2,947	11,177

資料:門川町環境水道課

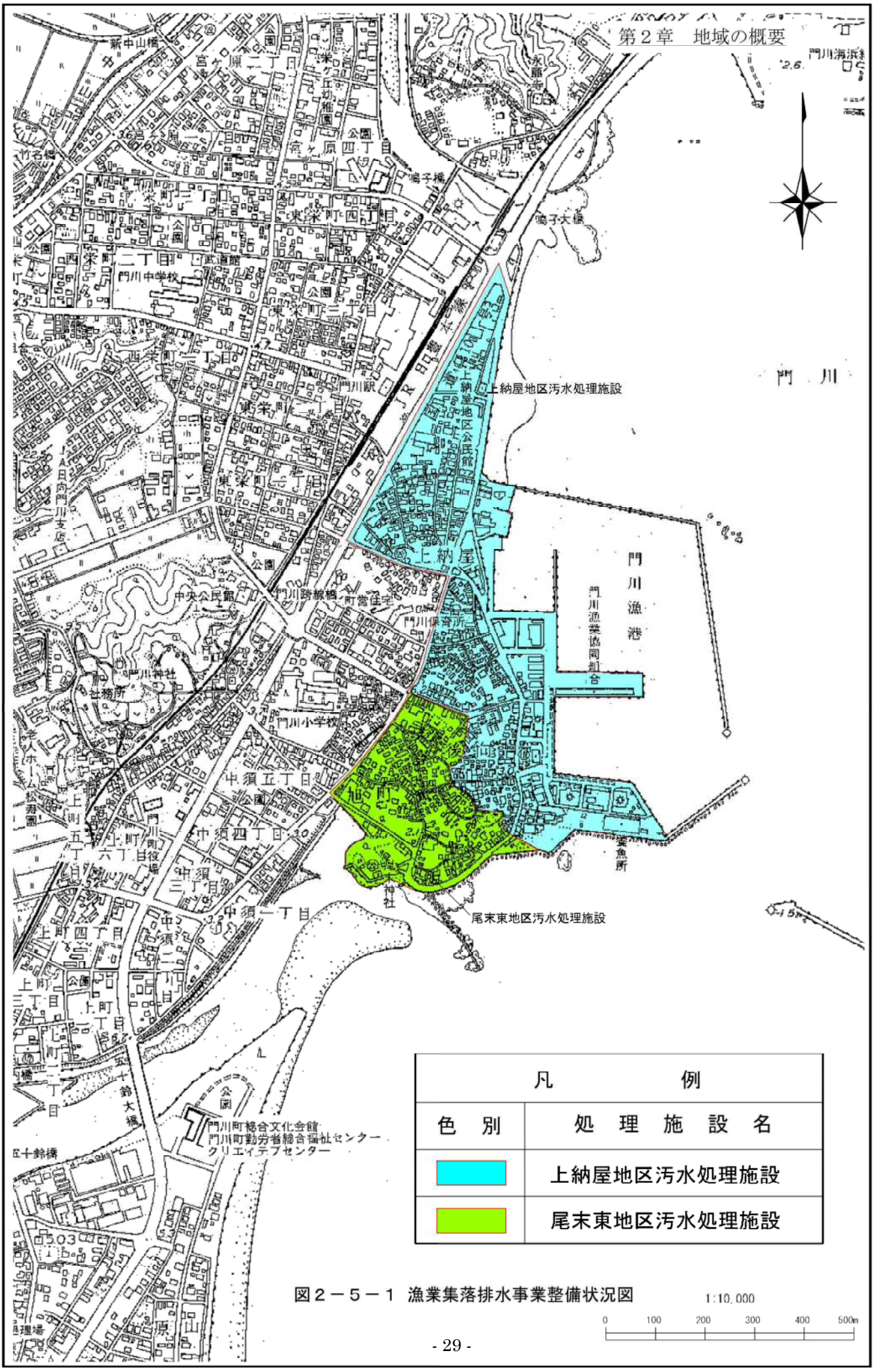

図２－５－１　漁業集落排水事業整備状況図

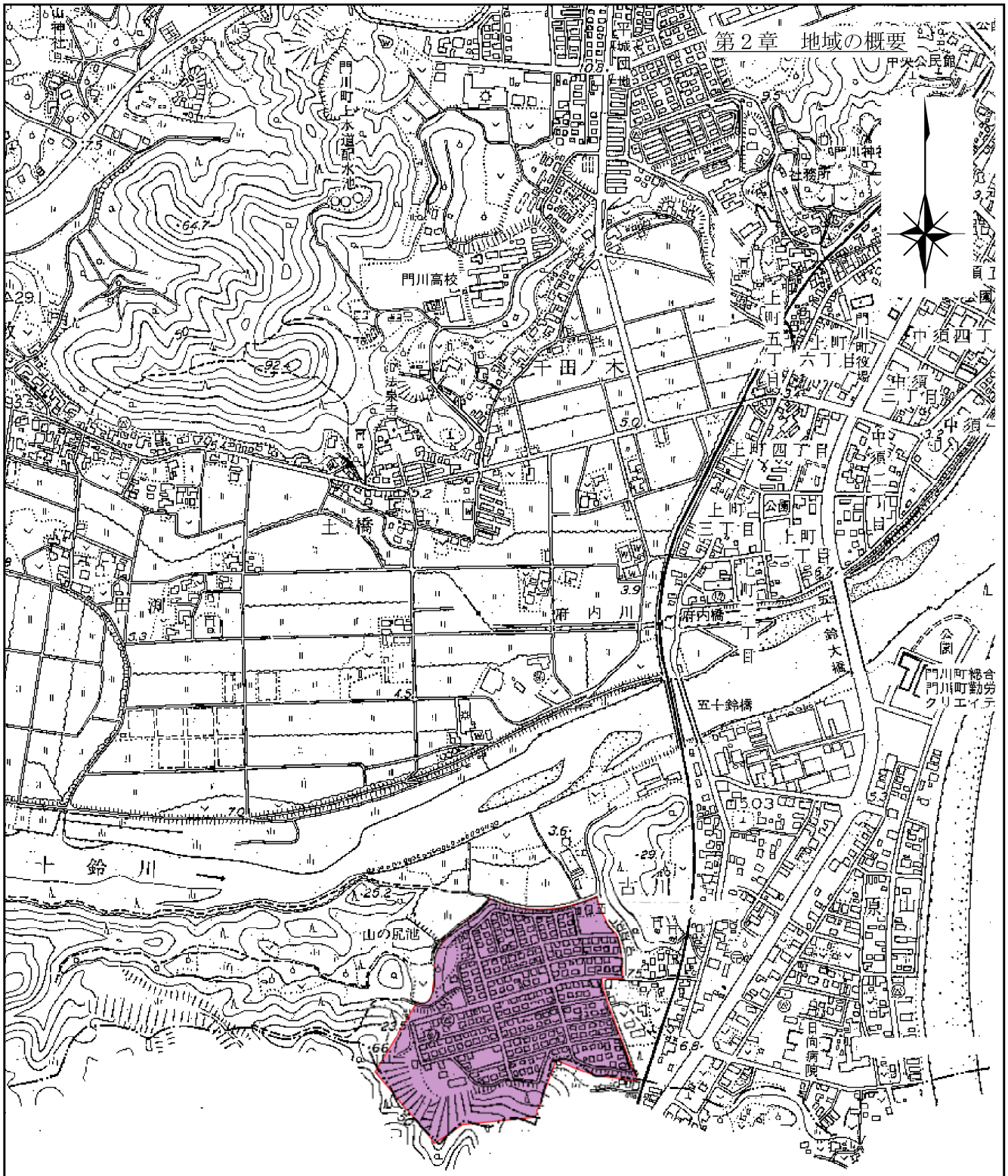

凡　　例		
色　別	処　理　施　設　名	処理人口 H27
	大型合併処理浄化槽	620人
		町　　界

図２－５－２　大型合併処理浄化槽整備状況図

1:10,000

0　100　200　300　400　500m

第６節　水質の現状及び動向

１．環境基準の設定状況等

本町における水域ごとの環境基準の設定状況及び主要な測定点は、表２－６－１、図２－６－１に示すとおりである。また、河川及び海域における環境基準をそれぞれ表２－６－２、表２－６－３に示す。

表 ２－６－１　門川町に係る水域類型の指定状況

区分	水域		該当類型	達成期間	備考
河川域	五十鈴川水系	五十鈴川　（五十鈴川に流入する津々良川、三ヶ瀬川等の河川を含む。）	Ａ	イ	昭和52年2月25日
	鳴子川水系	鳴子川　（鳴子川に流入する中山川等の河川を含む。）	Ａ	ロ	昭和62年4月1日
海域	日豊海岸地先水域	日豊海岸国定公園地先海域　（浦城湾を含む）	海域Ａ	イ	昭和52年2月25日
	尾末湾水域	細島港（甲）　（余島防波堤（計画されているものを含む。）同防波堤北端と日向市と門川町の陸岸の境界点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域）	海域Ｂ	イ	昭和52年2月25日
		尾末湾　（細島港、門川漁港及び日豊海岸国定公園地先海域に係る海域を除く尾末湾。）	海域Ａ	イ	昭和52年2月25日

※１：達成期間・・・イ：直ちに達成　　ロ：5年以内で可及的速やかに達成　　ハ：5年を越える期間で可及的速やかに達成

資料：宮崎県環境白書

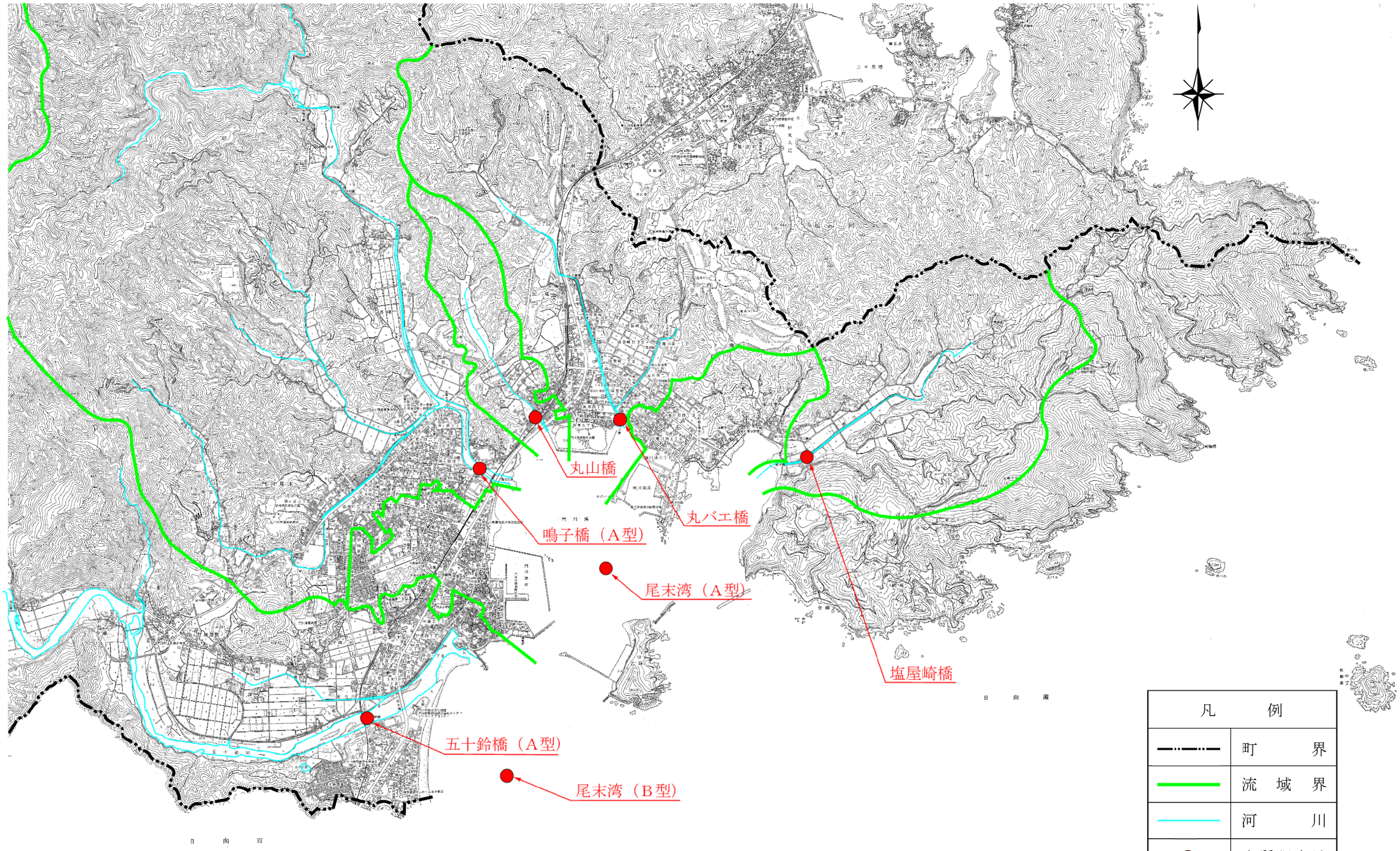

図２－６－１ 環境基準点等位置図

表 ２－６－２　河川における環境基準

項目／類型	利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数
AA	水道１級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以 下	25mg/L 以 下	7.5mg/L 以 上	50MPN/100mL 以 下
A	水道２級・水産１級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以 下	25mg/L 以 下	7.5mg/L 以 上	1,000MPN/100mL 以 下
B	水道３級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以 下	25mg/L 以 下	5mg/L 以 上	5,000MPN/100mL 以 下
C	水産３級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以 下	50mg/L 以 下	5mg/L 以 上	－
D	工業用水２級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以 下	100mg/L 以 下	2mg/L 以 上	－
E	工業用水３級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以 下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以 上	－

表 ２－６－３　海域における環境基準

項目／類型	利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数	ｎ－ヘキサン抽出物質（油分等）
A	水産１級・水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以 下	7.5mg/L 以 上	1,000MPN/100mL 以 下	検出されないこと
B	水産２級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以 下	5mg/L 以 上	－	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以 下	2mg/L 以 上	－	－

２．水質の現状及び動向

本町における各流域の水質の推移は、表２－６－４に示すとおりである。
水質経年変化を図２－６－２、図２－６－３に示す。

表２－６－４　各流域の水質の推移　　単位：mg／L

水域名	（測定点）	類型	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
五十鈴川	（五十鈴橋）	A	0.7	0.5	0.6	0.8	0.6
鳴子川	（鳴子橋）	A	1.3	0.9	1.0	1.0	0.9
丸山川	（丸山橋）	A	2.2	1.6	1.6	1.6	1.3
丸バエ川	（丸バエ橋）	A	1.9	1.3	1.2	1.3	1.8
新　川	（塩屋崎橋）	A	＜0.5	＜0.5	＜0.5	＜0.5	1.0
門川湾	（向ヶ浜沖）	A	1.4	1.2	1.6	1.4	1.4

※１：河川についてはBOD75%値。門川湾はCOD75%値。
※２：五十鈴川、鳴子川、門川湾については宮崎県環境白書より。
※３：丸山川、丸バエ川、新川については門川町環境水道課による水質調査結果
（各年10月調査結果）より。

(1)五十鈴川流域
各年ともＡ類型環境基準を達成しており、良好な水質が保たれている。

(2)鳴子川流域
各年ともＡ類型環境基準を達成しており、良好な水質が保たれているが、今後の推移を見守る必要がある。

(3)丸山川流域
平成22年度の水質はＢ類型相当であるものの、平成23年以降はＡ類型県境基準を達成しており良質な水質が保たれているが、今後の推移を見守る必要がある。

(4)丸バエ川流域
各年ともＡ類型環境基準を達成しており良好な水質が保たれているが、今後の推移を見守る必要がある。

(5)新川流域
各年ともＡ類型環境基準を達成しており、良好な水質が保たれている。

(6)門川湾海域
各年ともＡ類型環境基準を達成しており、良好な水質が保たれているが、今後の推移を見守る必要がある。

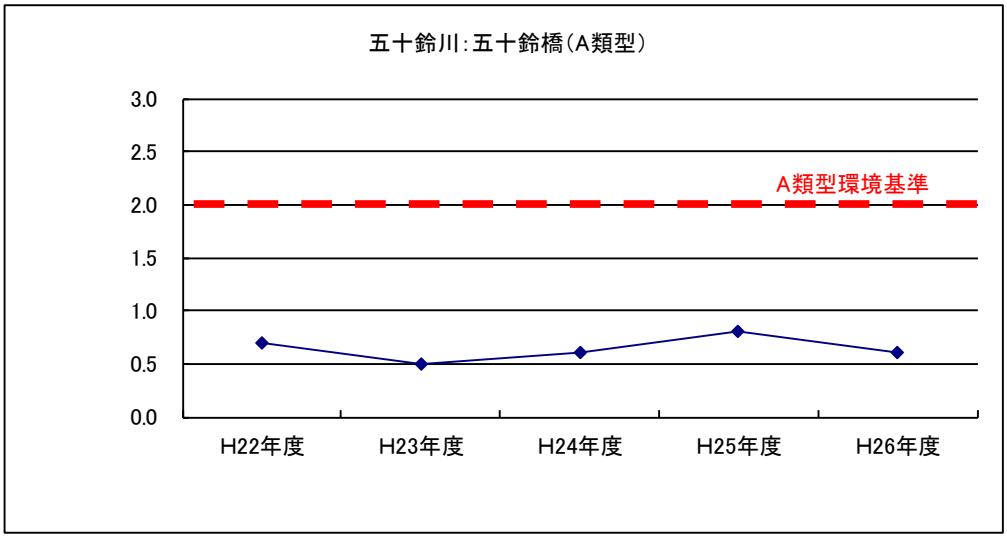

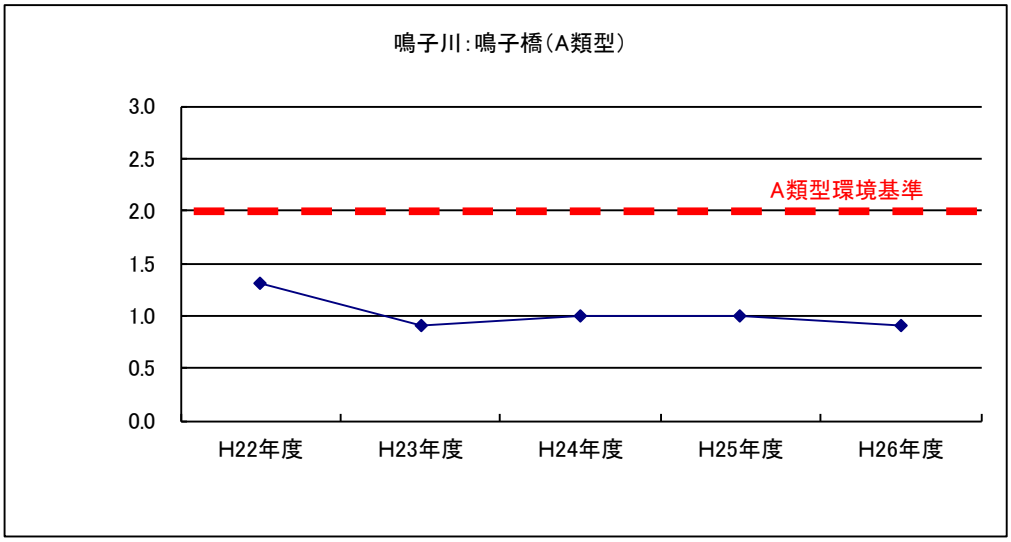

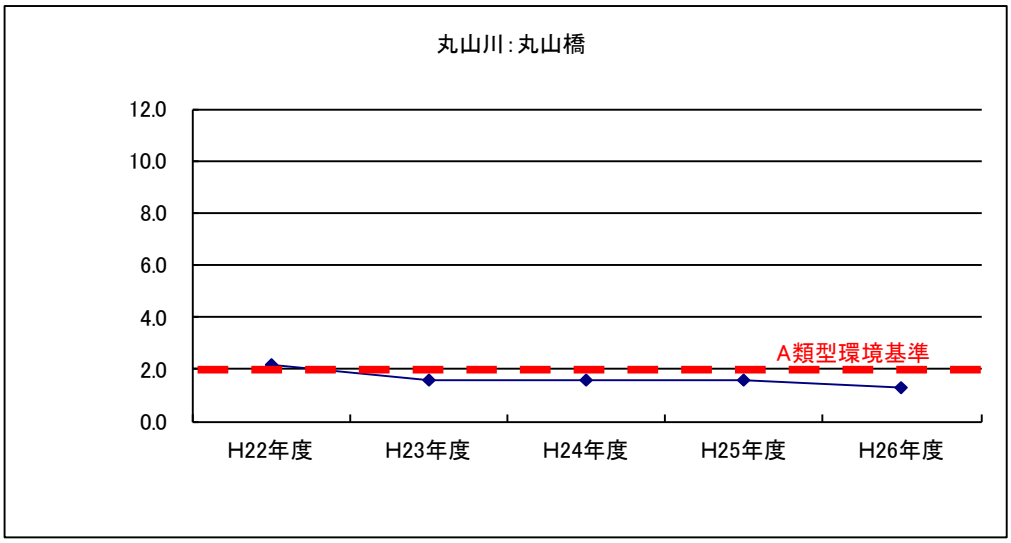

図２－６－２　水質の経年変化

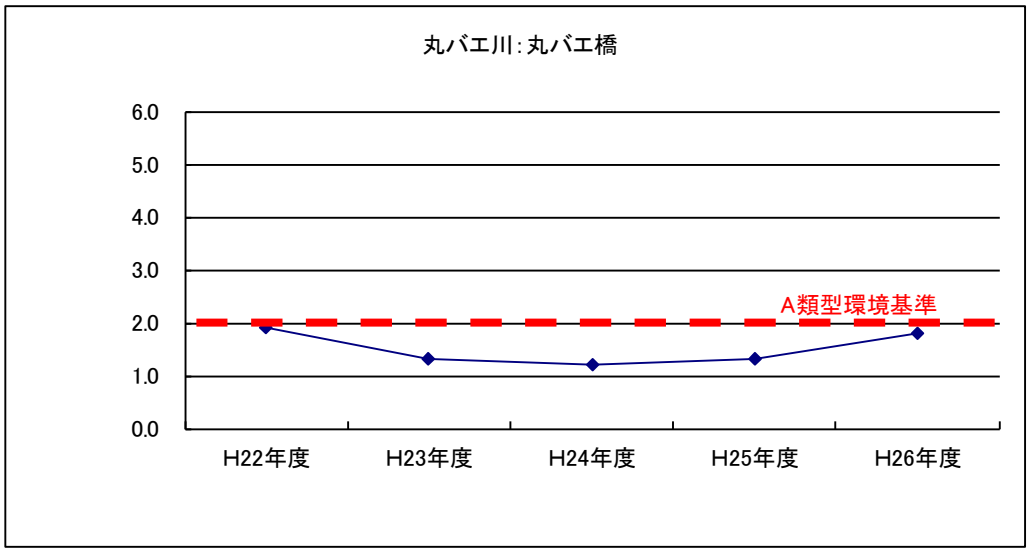

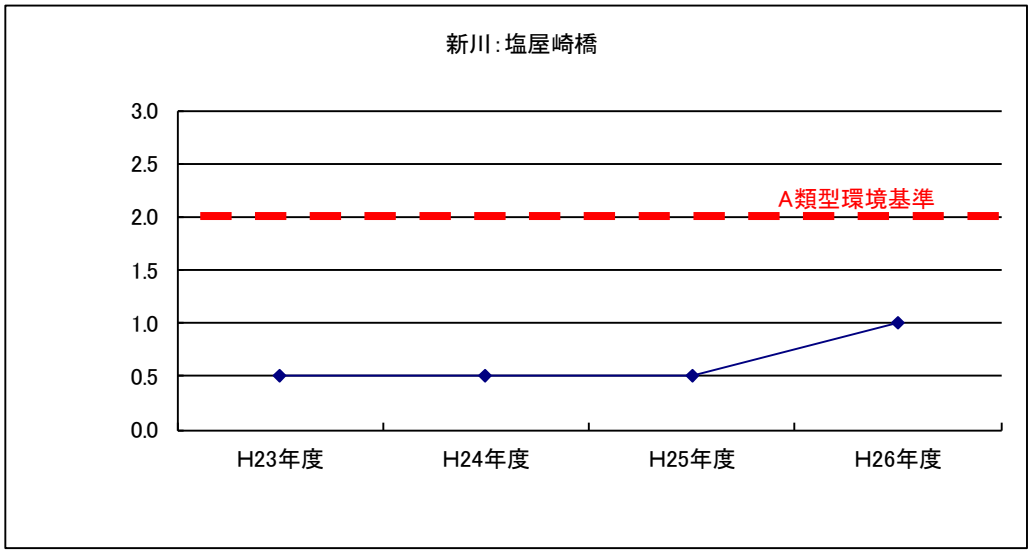

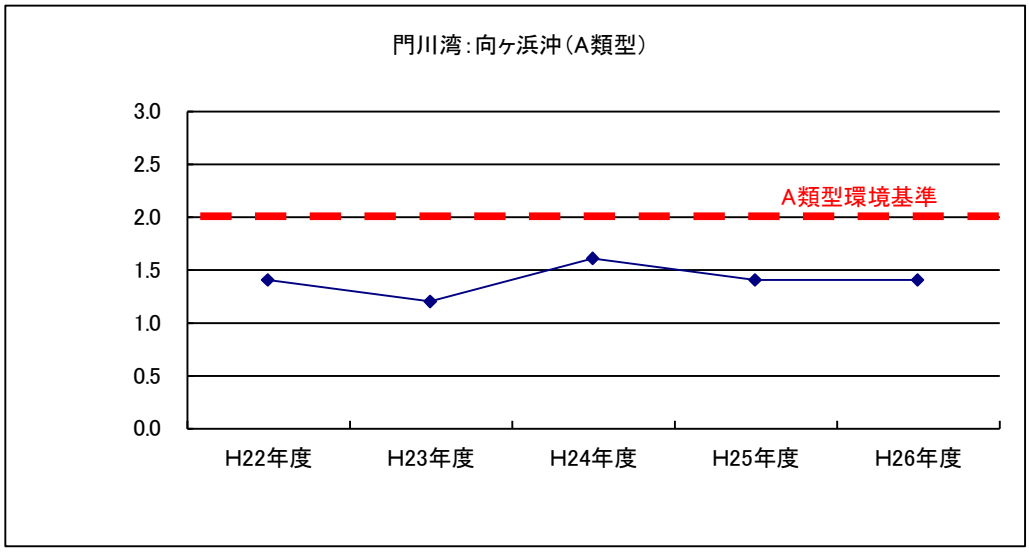

図２－６－３　水質の経年変化

３．発生源別汚濁負荷量

(1)生活排水の排出の状況

生活排水の状況は、表２－６－５及び図２－６－４に示すとおりである。

表２－６－５　生活排水の排出状況　　単位：人

区分＼年度	H20	H27 五十鈴川流域	鳴子川流域	丸山川流域	丸バエ川流域	新川流域	門川湾海域	合計
計画処理区域内人口	19,381	4,798	5,225	541	2,006	86	5,874	18,530
水洗化・生活雑排水処理人口	7,393	3,706	2,855	302	1,314	53	2,947	11,177
公共下水道	0	0	0	0	0	0	0	0
ｺﾐｭﾆﾃｨﾌﾟﾗﾝﾄ	0	0	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	7,393	3,706	2,855	302	1,314	53	2,947	11,177
農業集落排水	0	0	0	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独浄化槽）	10,298	779	2,061	220	611	19	2,470	6,160
し尿くみ取り人口	1,690	313	309	19	81	14	457	1,193
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0

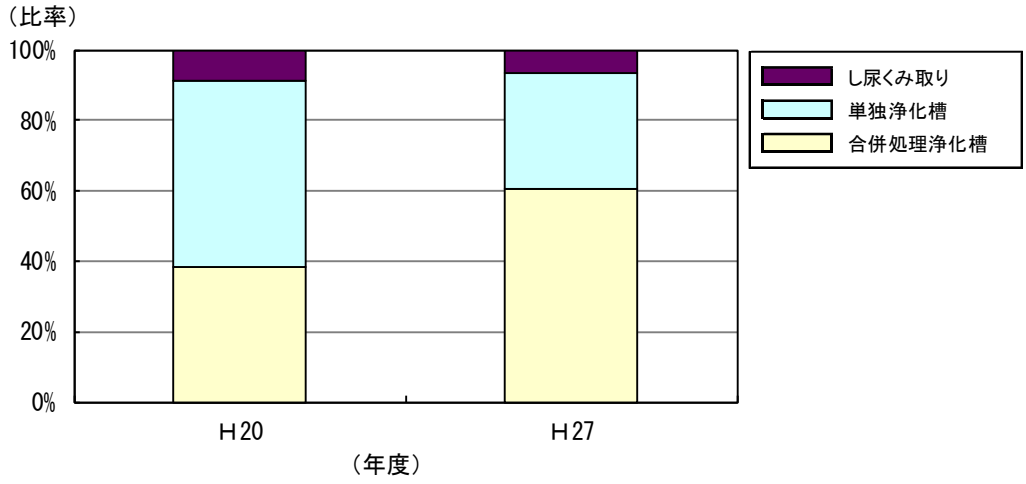

図２－６－４　生活排水の排出状況

(2)各流域に係る排出負荷量

各流域に係る排出負荷量は、表２－６－６に示すとおりである。また、町全域の発生源別排出負荷量割合は図２－６－５に示すとおりである。

表２－６－６　各流域に係る排出負荷量（平成27年度）　　単位：kg／日

河川名	生活系	畜産系	自然系	産業系	合　計	生活系負荷量割合
五十鈴川	53.79	4.10	58.59	4.11	120.59	44.6%
鳴子川	89.05	8.28	20.55	2.34	120.22	74.1%
丸山川	9.11	0.00	5.81	1.05	15.97	57.0%
丸バエ川	28.74	0.32	7.50	2.14	38.70	74.3%
新　川	1.28	0.19	14.64	0.00	16.11	7.9%
門川湾	106.40	4.65	14.89	5.77	131.71	80.8%
町全域	288.37	17.54	121.98	15.41	443.30	65.1%

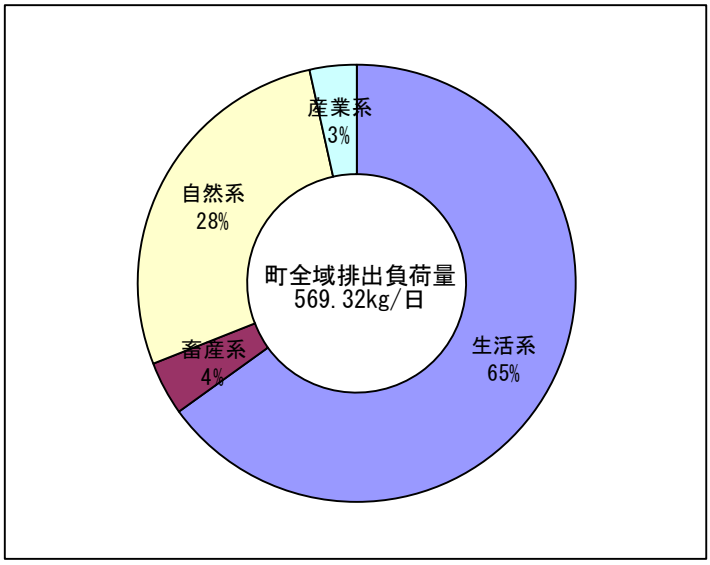

図２－６－５　汚濁負荷量の発生源別割合

第３章　計画の目標

第３章　計画の目標

第１節　基本理念

21世紀を迎えた今日、少子・高齢化の進行、地球規模の環境問題の顕在化、国際化・高度情報化の進展などにより、住民の生活をとりまく環境は大きく変化しつつある。このように生活様式が多様化する中、河川・海域等公共用水域の水質汚濁が懸念されており、行政・住民・事業者が一体となって、適切な生活排水対策を行い、より良い自然環境を次の世代へ残す責務がある。

かつて、河川・海域等公共用水域における水質汚濁の主たる原因としては、工場や事業所などから排出される産業系排水であったが、昭和51年に公害対策基本法に基づく公害防止地域の指定を受け、公共用水域の監視を行うと共に、工場や事業所の監視指導を積極的に進めてきた結果、産業型の汚濁は減少しており、現在、一般家庭等から排出される生活排水が大きな原因となっている。

一般家庭から排出される生活排水の対策としては、し尿と台所・風呂等の生活雑排水を併せて処理する公共下水道・農業集落排水施設・浄化槽等の生活排水処理施設を整備することが重要となる。

そのため、本町においては、平成４年度に策定した「門川町生活排水対策総合基本計画」に基づき、浄化槽等の生活排水処理施設の整備や、学習会・講習会などの住民啓発により、生活排水対策を推進しているところである。

ここで、本町における生活排水対策の現況としては、合併処理浄化槽の整備を推進しているものの、生活排水処理率は平成27年度末で60.3％に達し、残り約40％の生活排水は未処理のまま、公共用水域に排出している状況である。

このような状況を踏まえ、第５次門川町長期総合計画における町の将来像「日本一住みよい門川町」を実現するために、「快適生活のまちづくり」をテーマとして、行政・住民が一体となり、公共用水域水質浄化のための啓発活動を徹底すると共に、合併処理浄化槽による生活排水処理施設の整備を推進し、快適な生活環境づくりを目指すことを基本理念とする。

第２節　計画の目標設定

本計画に係わる目標は、流域単位に設定し、他の事業計画等との整合を図りつつ、財政状況・処理施設の耐用年数等を検討の上、目標及び目標年次を定める。

なお、各種生活排水対策の推進により、流域単位で目標達成を目指し、目標が全体として平成32年度までに達成されるよう努めることとする。

流域ごとの目標等は、以下の取り組み及び背景等をもって定めるものとする。（目標水質・背景・住民の意見等については、平成４年度策定の門川町生活排水対策総合基本計画より）

表３－２－１　五十鈴川流域に係る目標水質および目標年次等

目標水質	***きれいな川を未来に残そう五十鈴川***	
目標年次	平成32年度	
背　　景	近年は、生活排水による水質汚濁の進行により水生生物の生息が困難になっている。このようなことから心の豊かさが満喫できる自然環境を取り戻し、かけがえのない自然を後世に引き継ぐことが必要である。	
生活排水対策（取り組み）	施設整備	・合併処理浄化槽の設置
	啓　　発	・地区ごとの実践活動 ・五十鈴川流域森と水を守る協議会を中心に啓発活動を推進する。
住民の意見	住民アンケート調査では、住民の80%がある程度負担をしても施設整備を行うべきだとしている。	

表３－２－２　鳴子川流域に係る目標水質および目標年次等

目標水質	***きれいな川にしましょう鳴子川***	
目標年次	平成32年度	
背　　景	近年は、生活排水による水質汚濁の進行により水生生物の生息が困難になっている。このようなことから心の豊かさが満喫できる自然環境を取り戻し、かけがえのない自然を後世に引き継ぐことが必要である。	
生活排水対策（取り組み）	施設整備	・合併処理浄化槽の設置
	啓　　発	・地区ごとの実践活動 ・中山川流域生活排水改善推進協議会を中心に啓発活動を推進する。
住民の意見	住民アンケート調査では、住民の80%がある程度負担をしても施設整備を行うべきだとしている。	

表３－２－３　丸山川・丸バエ川・新川および門川湾海域に係る
目標水質および目標年次等

目標水質	***豊れふるさとの川や海***	
目標年次	平成32年度	
背　　景	近年は、生活排水による水質汚濁の進行により水生生物の生息が困難になっている。このようなことから心の豊かさが満喫できる自然環境を取り戻し、かけがえのない自然を後世に引き継ぐことが必要である。	
生活排水対策（取り組み）	施設整備	・合併処理浄化槽の設置
	啓　　発	・地区ごとの実践活動
住民の意見	住民アンケート調査では、住民の80%がある程度負担をしても施設整備を行うべきだとしている。	

第４章　生活排水処理施設整備計画

第４章　生活排水処理施設整備計画

第１節　生活排水処理施設整備の基本方針

本町は、第５次門川町長期総合計画において、「日本一住みよい門川町」の達成を目指している。

この目標達成のため、生活環境面では、生活排水を処理して自然環境に戻すことが社会的な責務となっている。

このため、地域の特性にあった生活排水関連事業の導入により、生活排水処理施設の整備を計画的に推進するものとし、整備の基本方針を次のとおり定める。

①本町全域（南ヶ丘団地を除く）において、浄化槽整備事業により整備を図る。なお、今後の設置形式としては、個人設置型を継続する。

②既に各家庭に設置されている浄化槽の維持管理については、管理者に浄化槽法に基づく保守点検・清掃の実施・定期点検を受けるなどの指導を徹底する。

③単独浄化槽の設置、あるいは生し尿くみ取りを行っている家庭については、合併処理浄化槽への転換を促進する。

④現在、高度処理型の設置についても助成を行っており、引き続き普及促進を図る。

⑤浄化槽等による生活排水処理に伴い発生する汚泥は、門川町衛生センターで処理を行う。

第２節　流域人口の推移

本町の現在（H27 年度）及び将来（H32 年度）の流域別人口は、表４－２－１に示すとおりである。

表４－２－１　現在および将来の流域人口　　単位：人

	現在（H27年度）	将来（H32年度）
五十鈴川流域	4,798	4,632
鳴子川流域	5,225	5,044
丸山川流域	541	522
丸バエ川流域	2,006	1,936
新川流域	86	83
門川湾海域	5,874	5,671
全流域	18,530	17,888

※１：現在の人口は、H27年9月30日現在の住基人口。

※２：将来人口は、推計値。

第３節　流域別生活排水処理人口等

本町の流域別生活排水処理人口の状況は、表４－３－１に示すとおりであり、生活排水処理率は平成 32 年度において門川町全域において約 74%の処理を見込んでいる。

表４－３－１　流域別生活排水処理人口　　単位：人

区分＼流域	五十鈴川流域		鳴子川流域		丸山流域		丸バエ川流域		新川流域		門川湾海域		合計	
	H27年	H32年	H27年	H32年	H27年	H32年	H27年	H32年	H27年	H32年	H27年	H32年	H27年	H32年
計画処理区域内人口	4,798	4,632	5,225	5,044	541	522	2,006	1,936	86	83	5,874	5,671	18,530	17,888
水洗化・生活雑排水処理人口	3,706	3,999	2,855	3,515	302	367	1,314	1,504	53	63	2,947	3,764	11,177	13,212
(1)公共下水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)ｺﾐｭﾆﾃｨﾌﾟﾗﾝﾄ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3)合併処理浄化槽	3,706	3,999	2,855	3,515	302	367	1,314	1,504	53	63	2,947	3,764	11,177	13,212
(4)農業集落排水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独浄化槽）	779	452	2,061	1,330	220	143	611	381	19	12	2,470	1,609	6,160	3,927
し尿くみ取り人口	313	181	309	199	19	12	81	51	14	8	457	298	1,193	749
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率（%）	77.2%	86.3%	54.6%	69.7%	55.8%	70.3%	65.5%	77.7%	61.6%	75.9%	50.2%	66.4%	60.3%	73.9%

※１：各生活排水処理人口は資料編より

第４節　生活排水処理施設整備計画

生活排水処理施設整備の基本方針に基づく生活排水処理施設整備計画は表４－４－１に、事業費見込みの内訳は表４－４－２に示すとおりである。

なお、整備予定期間については財政状況等を勘案し、適宜整備年度の検討を行うものとする。

表４－４－１　流域別生活排水処理施設整備計画

流域名	処理施設名	計画処理区域	(H28～H32)	
			処理人口増加数（人）	事業費見込み（万円）
五十鈴川	浄化槽	大字川内地区 大字門川尾末地区の一部	293	6,154
鳴子川		大字門川尾末地区の一部 大字加草地区の一部	660	13,710
丸山川		大字加草地区の一部	65	1,490
丸バエ川		大字加草地区の一部 大字庵川地区の一部	190	4,100
新　川		大字庵川地区の一部	10	375
門川湾		大字門川尾末地区の一部 大字庵川地区の一部	817	16,913
門川町　合計			2,035	42,742

表４－４－２　生活排水処理施設整備計画年度内訳表

流域名	処理施設名	項目	H28	H29	H30	H31	H32	計 (H28～H32)
五十鈴川	浄化槽	整備費用小計（万円）	**1,311**	**1,267**	**1,192**	**1,192**	**1,192**	**6,154**
		新規接続人口（人）	60	60	59	58	56	293
		新規設置基数（基）	17	17	16	16	16	82
鳴子川	浄化槽	整備費用小計（万円）	**2,682**	**2,757**	**2,757**	**2,757**	**2,757**	**13,710**
		新規接続人口（人）	131	132	132	132	133	660
		新規設置基数（基）	36	37	37	37	37	184
丸山川	浄化槽	整備費用小計（万円）	**298**	**298**	**298**	**298**	**298**	**1,490**
		新規接続人口（人）	13	13	13	13	13	65
		新規設置基数（基）	4	4	4	4	4	20
丸バエ川	浄化槽	整備費用小計（万円）	**820**	**820**	**820**	**820**	**820**	**4,100**
		新規接続人口（人）	38	38	38	38	38	190
		新規設置基数（基）	11	11	11	11	11	55
新　川	浄化槽	整備費用小計（万円）	**75**	**75**	**75**	**75**	**75**	**375**
		新規接続人口（人）	2	2	2	2	2	10
		新規設置基数（基）	1	1	1	1	1	5
門川湾	浄化槽	整備費用小計（万円）	**3,353**	**3,353**	**3,353**	**3,427**	**3,427**	**16,913**
		新規接続人口（人）	163	162	163	164	165	817
		新規設置基数（基）	45	45	45	46	46	227
浄化槽　合計		整備費用小計（万円）	**8,539**	**8,570**	**8,495**	**8,569**	**8,569**	**42,742**
		新規接続人口（人）	407	407	407	407	407	2,035
		新規設置基数（基）	114	115	114	115	115	573
自治体補助分		整備費用小計（万円）	**2,277**	**2,285**	**2,265**	**2,285**	**2,285**	**11,398**

※１：合併処理浄化槽新規設置基数は、H22～27年度現在における合併処理浄化槽設置基数当人員平均数（3.60人）より算定。

※２：合併処理浄化槽の放流先である道路側溝等の水路築造費は、未計上。

※３：合併処理浄化槽の維持管理費は、未計上。

※４：汚泥処理施設の建設費・維持管理費は、未計上。

※５：合併処理浄化槽整備費用は、平成27年度実績工事費より算定。

【平成27年度実績工事費】（新築設置＋転換）

５人槽＝　699,000円／基×66基

７人槽＝　793,000円／基×38基

10人槽＝1,086,000円／基×10基

上記を加重平均により、採用単価を算定。

単価＝(699,000×66＋793,000×38＋1,086,000×10)／113

＝771,044円／基

≒771,000円／基

※６：自治体補助分の整備費用は全体の４０%中、２／３で算定。

【整備費用負担内訳】

設置者負担	補助	
	40%	
60%	自治体補助	国補助
	2/3	1/3

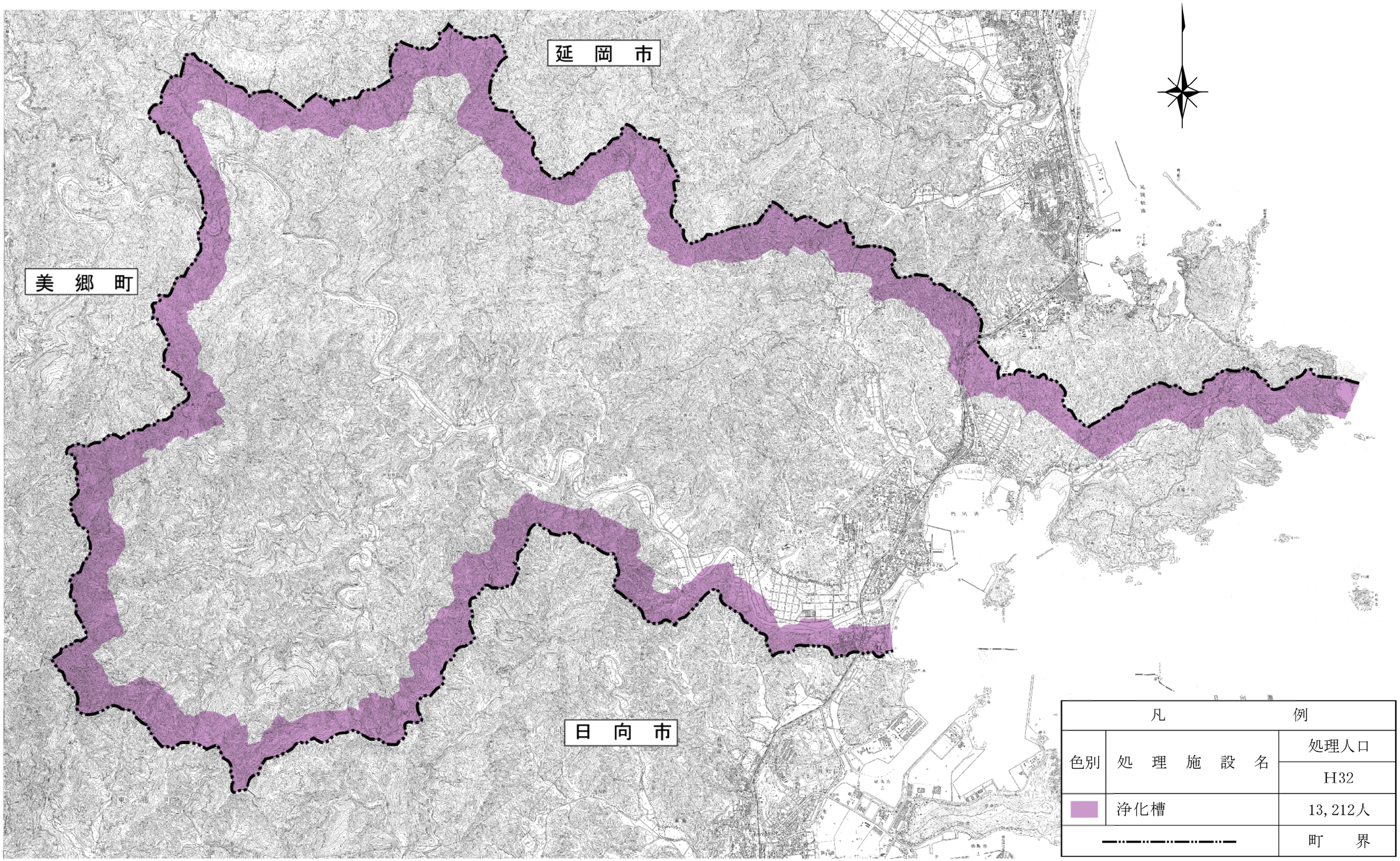

図４－４－１　生活排水処理施設整備計画図

第５節　し尿・汚泥処理計画

本町のし尿・浄化槽汚泥処理については、町内２業者に一般廃棄物処理業とし尿浄化槽清掃業を許可し、町内全域の家庭から随時依頼を受けてくみ取りを行い、門川町衛生センターにてし尿・汚泥処理を行っている。

門川町衛生センターは昭和56年度に供用開始した40kL/日の処理能力を持つ全屋内型施設であり、処理方式としては、低希釈二段活性汚泥法＋高度処理方式を採用している。

過年度における搬入量については、平成 19 年度における総搬入量が 6,194kL であり、その内訳は、し尿量 1,035kL で 16.71％、浄化槽汚泥量 5,159kL で 83.29％となっている。

また、平成 27 年度における総搬入量は 7,155kL であり、平成 19 年度と比べて 15.5％の増加となっている。内訳としては、し尿量 567kL で 7.92％、浄化槽汚泥量 6,588kL で 92.08％となっており、浄化槽の普及と共にし尿量は減少し、浄化槽汚泥量は増加している傾向にある。

し尿・浄化槽汚泥量将来予測値は、表４－５－１に示すとおりである。し尿と浄化槽汚泥合計量は、し尿くみ取り人口から浄化槽施設への更新が進むことにより、年々若干の減少傾向を示すと予想される。

したがって、収集体制及び処理体制の効率化を目指すためにも、処理量推移の把握、関係機関と関係業者による定期的な協議の開催、し尿処理に関する実態調査等を進めていく必要がある。

表４－５－１　し尿・汚泥発生量の

区分			年度												備考
			H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
			実績値								推計値					
人口動態等	行政区域内人口	人	19,381	19,329	19,280	19,106	19,113	18,953	18,800	18,530	18,402	18,273	18,145	18,016	17,888	
	計画処理区域内人口	人	19,381	19,329	19,280	19,106	19,113	18,953	18,800	18,530	18,402	18,273	18,145	18,016	17,888	
	水洗化人口 公共下水道	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水洗化人口 農業集落排水施設	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水洗化人口 ｺﾐｭﾆﾃｨﾌﾟﾗﾝﾄ	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水洗化人口 合併処理浄化槽	人	7,393	7,866	8,380	8,937	9,474	9,996	10,772	11,177	11,584	11,991	12,398	12,805	13,212	
	単独浄化槽	人	10,298	9,844	9,352	8,692	8,233	7,622	6,764	6,160	5,714	5,267	4,820	4,372	3,927	
	計画収集人口	人	1,690	1,619	1,548	1,477	1,406	1,335	1,264	1,193	1,104	1,015	927	839	749	
要処理量	し尿量	kL/日	2.7	2.6	2.5	2.5	2.3	1.5	1.3	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	原単位：1.30
	浄化槽汚泥量	kL/日	14.7	14.7	14.7	14.6	15.9	18.4	19.2	18.0	18.0	17.9	17.9	17.9	17.8	原単位：1.04
	浄化槽汚泥量 単独浄化槽汚濁量	kL/日	6.8	6.4	6.0	5.5	5.5	5.9	5.3	4.5	4.2	3.8	3.4	3.1	2.7	
	浄化槽汚泥量 合併処理浄化槽汚濁量	kL/日	7.9	8.3	8.7	9.1	10.4	12.5	13.9	13.5	13.8	14.1	14.5	14.8	15.1	
	農集排汚泥量	kL/日	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	計	kL/日	**17.4**	**17.3**	**17.2**	**17.1**	**18.2**	**19.9**	**20.5**	**19.6**	**19.4**	**19.2**	**19.1**	**19.0**	**18.8**	
処理内訳	し尿汚泥処理施設	kL/日	17.4	17.3	17.2	17.1	18.2	19.9	20.5	19.6	19.4	19.2	19.1	19.0	18.8	
	農村還元	kL/日														
	海洋投入	kL/日														
	その他	kL/日														
	計	kL/日														

※１：し尿・単独浄化槽及び合併処理浄化槽汚泥量の原単位は、直近の平成27年度実績値より算定。

算定式：し尿量原単位　　＝567kL／365日／1,192人×1000＝1.3032≒1.30L/日・人

：浄化槽汚泥量原単位＝6,588kL／365日／(6,160+11,177)人×1000＝1.0411≒1.04L/日・人

※２：単独浄化槽と合併処理浄化槽の内訳は不明であるため、「し尿処理施設構造指針」の標準原単位【単独浄化槽：0.75（38%）、合併処理浄化槽：1.20（62%）】を用いて加重按分する。

例：H28単独浄化槽：18.0×（ 11,584×38% ）÷（ 11,584×38%＋5,714×62% ）＝4.2

合併処理浄化槽：18.0－4.2＝13.8

第６節　流域別汚濁負荷量削減効果

生活排水処理施設の整備による流域別の汚濁負荷削減量を表４－６－１に示す。

本町における各流域の汚濁負荷量削減効果（目標年次の平成32年度）としては、五十鈴川流域で約12kg/日（10.1%）、鳴子川流域で約22kg/日（18.5%）、丸山川流域で約2kg/日（14.0%）、丸バエ川流域で約7kg/日（18.0%）、新川流域で約1kg/日（2.0%）、門川湾海域で約27kg/日（20.3%）、門川町全域で約71kg/日（16.0%）の削減が見込まれる。

また、生活系に着目すると、門川町全域で約 71kg/日の削減が予測され、生活系において約 24.5%の汚濁負荷量削減が見込まれる。

表４－６－１　排出汚濁負荷削減効果　　単位：kg／日

区分／流域	生活系		畜産系		自然系		産業系		合　計	
	H27年	H32年	H27年	H32年	H27年	H32年	H27年	H32年	H27年	H32年
五十鈴川	53.79 (44.6)	41.59 (38.4)	4.10 (3.4)	4.10 (3.8)	58.59 (48.6)	58.59 (54.1)	4.11 (3.4)	4.11 (3.8)	120.59	108.39
鳴子川	89.05 (74.1)	66.82 (68.2)	8.28 (6.9)	8.28 (8.5)	20.55 (17.1)	20.55 (21.0)	2.34 (01.9)	2.34 (02.4)	120.22	97.99
丸山川	9.11 (57.0)	6.87 (50.0)	0.00 (0.0)	0.00 (.0)	5.81 (36.4)	5.81 (42.3)	1.05 (6.6)	1.05 (7.6)	15.97	13.73
丸バエ川	28.74 (74.3)	21.76 (68.6)	0.32 (0.8)	0.32 (01.0)	7.50 (19.4)	7.50 (23.6)	2.14 (5.5)	2.14 (6.7)	38.70	31.72
新　川	1.28 (7.9)	0.95 (6.0)	0.19 (1.2)	0.19 (1.2)	14.64 (90.9)	14.64 (92.8)	0.00 (0.0)	0.00 (.0)	16.11	15.78
門川湾	106.40 (80.8)	79.65 (75.9)	4.65 (3.5)	4.65 (4.4)	14.89 (11.3)	14.89 (14.2)	5.77 (4.4)	5.77 (5.5)	131.71	104.96
町全体	288.37 (65.1)	217.64 (58.4)	17.54 (4.0)	17.54 (4.7)	121.98 (27.5)	121.98 (32.7)	15.41 (3.5)	15.41 (4.1)	443.30	372.57

※１：（　）内は、各流域負荷量合計に対する割合。

第５章　浄化槽事業の推進

第５章　浄化槽事業の推進

第１節　浄化槽整備事業について

１．公共下水道事業との比較

公共下水道事業を推進した場合と、浄化槽事業を推進した場合の経済比較を下表に示す。

この表は平成15年度時点で計画されていた公共下水道区域内だけで比較したものである。

浄化槽事業が公共下水道事業にくらべてはるかに安価であることがわかる。

よって本町においては、浄化槽事業により生活排水対策を推進していくこととする。

表５－１－１　公共下水道事業と浄化槽事業の経済比較　（単位：円）

	負担区分	下水道	浄化槽	
			市町村設置型	個人設置型
建設費	①　国費	5,771,400,000	602,400,000	240,900,000
	②　起債	9,686,300,000	1,024,100,000	―
	③　市町村費	―	―	482,000,000
	③住民(分担金)	11,202,900,000	180,700,000	1,084,300,000
	計	16,560,600,000	1,807,200,000	1,807,200,000

財政計画支援ソフト「下水道事業と浄化槽の比較」：環境省　使用

※1)公共下水道の整備期間を平成29年度～平成40年度の11年間とし、平成40年度には公共下水道の整備率が100%になると考える。(平成15年度下水道計画に合わせた年数)

※2)浄化槽は、平成27年度の整備率を実績値の60.3%とし、現在の普及率を維持した場合の数値。平成40年に100.0%の普及率になると考える。

２．各種浄化槽整備事業の概要

本町における生活排水処理施設として整備を推進する浄化槽については、現在のところ普及率が60%程度であり、今後浄化槽をどのように推進していくかが、重要な課題となってくる。

本町で浄化槽を整備していく上での各種整備事業については、下記に示す各種生活排水処理施設事業のうち、網掛けされている箇所の事業が挙げられる。

表５－１－２　生活排水処理施設の概要

処理施設の種類あるいは事業			設置主体	所管省	施設整備規模（計画人口等）	対象区域
個別処理	個人設置浄化槽		個人等（国庫補助）	―	―	―
	浄化槽設置整備事業			環境省	―	下水道区域外
	浄化槽市町村整備推進事業		市町村（国庫補助）		20戸以上、離島新工法等の地域では10戸以上	地域要件有り
	個別排水処理施設整備事業			総務省	20戸未満。ただし、処理対象地域全体で10戸以上整備予定。	集合処理区域の周辺、浄化槽市町村整備推進事業
集合処理	下水道	流域下水道	都道府県	国土交通省	原則10万人以上または5万人かつ3市町村	二以上の市町村にわたる地域
		公共下水道	市町村		―	主として市街地
		特定環境保全公共下水道 簡易な公共下水道				市街地以外
	農業集落排水施設		市町村等	農林水産省	1,000人以下	農業振興地域
	簡易排水処理施設				3戸以上20戸未満	振興山村地域
	漁業集落排水施設				100人以上5,000人未満	漁港の集落
	林業集落排水施設				1,000人以下	林業の集落
	コミュニティプラント		市町村	環境省	101～3万人未満	―
	小規模集合排水処理施設整備事業			総務省	2戸以上20戸未満。ただし、処理対象地域全体で10戸以上整備予定、または他の処理施設と一体的に運営	農業振興地域
	個人設置の浄化槽（団地等の集合処理）		個人等	―	―	―

資料：浄化槽整備事業の手引

上記概要表に示すように浄化槽の設置は、「個人設置型」と「市町村設置型」の２つに大別できる。

個人設置型

個人(住民)が浄化槽を設置し浄化槽の管理責任者となる場合をいい、浄化槽の設置あるいは改造に際しては、市町村から設置費用の一部について補助金が交付される。市町村に対しては、国から交付金、都道府県からは補助金が交付される。

事業：「浄化槽設置整備事業」(環境省)

市町村設置型

市町村が浄化槽を設置し浄化槽の管理責任者となる場合をいう。

事業：「浄化槽市町村整備事業」(環境省)　　戸建て住宅に浄化槽を設置する
「個別排水処理施設整備事業」(総務省)　　〃
「小規模集合排水処理施設整備事業」(総務省)
複数の戸建て住宅の生活排水をまとめて処理する浄化槽を設置する

３．各浄化槽整備事業の特質

前述「**２．各種浄化槽整備事業の概要**」における各種浄化槽整備事業の導入も含めた今後の浄化槽の整備計画については、公費負担バランスを考慮して、図５－１－１に示すような各種取り組みの検討が必要となってくる。

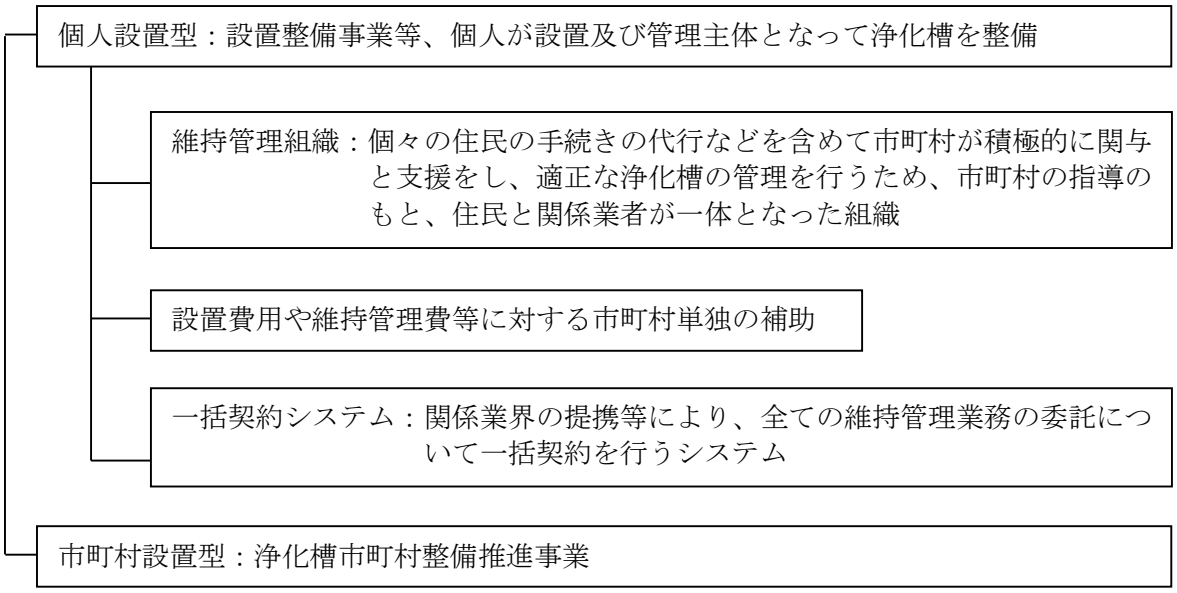

図５－１－１　浄化槽各種取り組み

（１）　浄化槽設置整備事業（個人設置型）

従来から実施されているものであり、個人(住民)が浄化槽を設置し浄化槽の管理責任者となるものである。

浄化槽の設置あるいは改造に際しては、市町村から設置費用の一部について補助金が出される。国からの補助金は、浄化槽の設置者に直接交付されるのではなく、設置者に市町村が助成する場合に、国がその市町村に対して補助する。

イ）　メリット

・経済的、時期的に設置者（住民）の事情に合わせて推進できる。
・設置者個人の自己管理、自己責任が徹底され、工事を知り合いや町内の業者に依頼することが多いため、地元への経済効果が期待できる。
・事業が単年度ごとに処理され、財政的な管理を健全な形で維持できる。

ロ）　デメリット

・設置者（住民）の設置時の費用負担が大きい。
・維持管理が適正に行われない場合が多く、法定検査も近年上昇してきたとは言え、まだ受験率は十分ではない。

7条検査(設置時の検査)：宮崎県の受検率99.6%、全国平均受検率93.8%
11条検査(年1回の検査)：宮崎県の受検率52.2%、全国平均受検率37.9%

（次ページ「環境省調査結果」参照

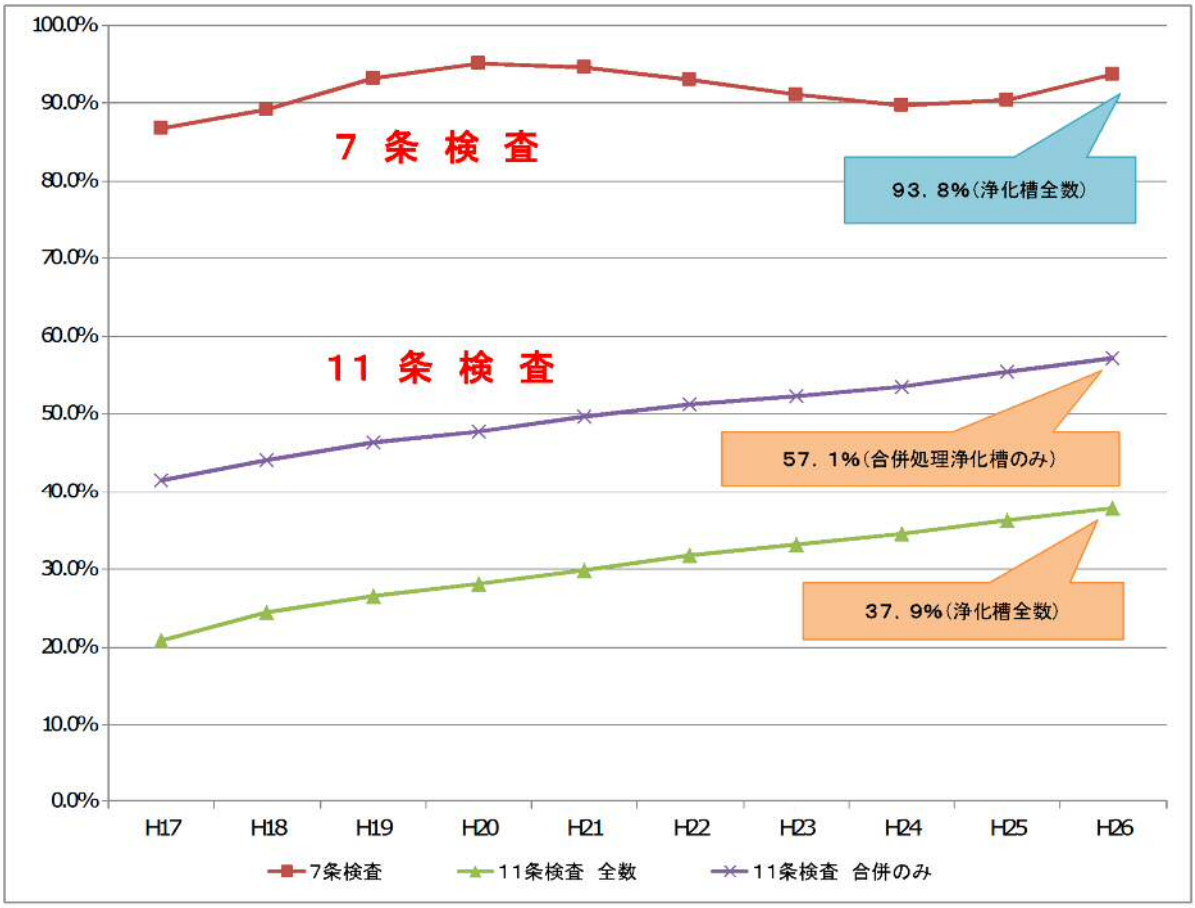

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
7条検査	浄化槽全数	86.7%	89.3%	93.2%	95.0%	94.7%	93.1%	91.1%	89.7%	90.4%	93.8%
11条検査	浄化槽全数	20.8%	24.4%	26.6%	28.2%	29.9%	31.8%	33.2%	34.6%	36.3%	37.9%
	合併処理浄化槽のみ	41.4%	44.2%	46.4%	47.8%	49.7%	51.3%	52.3%	53.4%	55.4%	57.1%

備考
平成26年度調査より、受検率の算出方法を変更したため、以前の受検率についても同様の計算方法で再計算を行っている。
・平成26年度調査以降の計算方法（検査対象基数を正確に把握していない都道府県に対し、適用している）
（7条検査）検査対象基数算定式　[検査対象基数]=[前年度新設基数]*11/24+[当該年度新設基数]*13/24
（11条検査）検査対象基数算定式　[検査対象基数]=[当該年度設置基数]-[前年度新設基数]*11/24-[当該年度新設基数]

図５－１－２　法定検査受検率の推移（資料：環境省）

表５－１－３　浄化槽条検査状況　　（資料：環境省）

都道府県名	設置基数					新設基数	実施率（7条検査）		実施率（11条検査）	
	全数	うち単独処理浄化槽	単独処理浄化槽の割合	うち合併処理浄化槽	合併処理浄化槽の割合		全数	うち合併	全数	うち合併
北海道	68,610	20,776	30.3%	47,834	69.7%	1,499	99.8%	99.8%	76.0%	86.7%
青森県	106,269	69,109	65.0%	37,160	35.0%	1,662	99.5%	99.5%	46.6%	80.1%
岩手県	54,052	5,386	10.0%	48,666	90.0%	2,475	99.6%	99.6%	86.9%	89.0%
宮城県	70,284	24,777	35.3%	45,507	64.7%	2,824	73.3%	73.3%	86.8%	95.5%
秋田県	70,350	31,481	44.7%	38,869	55.3%	1,156	99.5%	99.5%	60.9%	81.4%
山形県	76,819	45,595	59.4%	31,224	40.6%	864	100.0%	100.0%	68.8%	86.2%
福島県	272,830	164,583	60.3%	108,247	39.7%	4,535	89.1%	89.1%	24.8%	59.5%
茨城県	250,722	105,516	42.1%	145,206	57.9%	4,811	94.4%	94.4%	33.1%	49.4%
栃木県	147,765	52,456	35.5%	95,309	64.5%	2,731	100.0%	100.0%	64.2%	63.7%
群馬県	308,910	192,210	62.2%	116,700	37.8%	5,348	99.8%	99.8%	70.9%	78.3%
埼玉県	525,960	306,178	58.2%	219,782	41.8%	7,815	91.6%	91.6%	11.5%	24.5%
千葉県	571,719	340,355	59.5%	231,364	40.5%	7,228	64.2%	64.2%	7.7%	16.8%
東京都	27,233	17,391	63.9%	9,842	36.1%	204	91.3%	91.3%	15.1%	34.5%
神奈川県	176,518	135,687	76.9%	40,831	23.1%	1,212	63.0%	63.0%	13.0%	30.4%
新潟県	199,506	147,901	74.1%	51,605	25.9%	1,777	86.9%	86.9%	69.9%	80.1%
富山県	50,793	37,156	73.2%	13,637	26.8%	291	100.0%	100.0%	30.3%	69.9%
石川県	54,329	32,902	60.6%	21,427	39.4%	504	100.0%	100.0%	38.0%	60.9%
福井県	59,299	40,567	68.4%	18,732	31.6%	471	100.0%	100.0%	20.8%	45.7%
山梨県	124,713	83,170	66.7%	41,543	33.3%	1,344	87.6%	87.6%	11.2%	28.6%
長野県	82,309	14,002	17.0%	68,307	83.0%	1,295	91.5%	91.5%	38.3%	42.1%
岐阜県	180,128	106,704	59.2%	73,424	40.8%	1,841	100.0%	100.0%	89.1%	94.5%
静岡県	496,751	339,834	68.4%	156,917	31.6%	7,037	85.6%	85.6%	12.9%	37.7%
愛知県	575,605	381,409	66.3%	194,196	33.7%	8,492	98.0%	98.0%	17.6%	46.6%
三重県	217,356	104,444	48.1%	112,912	51.9%	3,674	99.8%	99.8%	33.2%	45.5%
滋賀県	35,822	15,534	43.4%	20,288	56.6%	309	100.0%	100.0%	37.0%	46.0%
京都府	42,389	17,781	41.9%	24,608	58.1%	453	99.5%	99.5%	42.8%	59.8%
大阪府	155,260	106,209	68.4%	49,051	31.6%	1,191	100.0%	100.0%	7.7%	18.4%
兵庫県	95,553	50,164	52.5%	45,389	47.5%	621	99.5%	99.6%	55.5%	78.8%
奈良県	103,796	73,607	70.9%	30,189	29.1%	954	100.0%	100.0%	16.6%	44.7%
和歌山県	194,340	104,583	53.8%	89,757	46.2%	3,345	99.3%	99.3%	28.7%	53.0%
鳥取県	24,807	14,348	57.8%	10,459	42.2%	285	98.7%	98.7%	51.4%	68.5%
島根県	68,769	35,917	52.2%	32,852	47.8%	1,141	99.9%	99.9%	68.1%	90.3%
岡山県	171,597	68,182	39.7%	103,415	60.3%	3,145	100.0%	100.0%	91.1%	95.3%
広島県	176,855	86,167	48.7%	90,688	51.3%	2,792	99.7%	99.7%	61.8%	72.7%
山口県	123,587	59,501	48.1%	64,086	51.9%	2,084	88.1%	88.1%	49.3%	58.7%
徳島県	186,862	126,779	67.8%	60,083	32.2%	2,617	100.0%	100.0%	56.1%	65.5%
香川県	167,058	92,712	55.5%	74,346	44.5%	3,122	100.0%	100.0%	42.5%	57.7%
愛媛県	165,108	90,441	54.8%	74,667	45.2%	2,370	99.6%	99.6%	34.0%	73.3%
高知県	96,559	43,318	44.9%	53,241	55.1%	1,859	90.6%	90.6%	60.2%	76.7%
福岡県	175,664	50,047	28.5%	125,617	71.5%	4,013	100.0%	100.0%	66.5%	78.9%
佐賀県	54,048	19,580	36.2%	34,468	63.8%	1,190	100.0%	100.0%	78.9%	88.8%
長崎県	69,288	15,525	22.4%	53,763	77.6%	2,050	99.9%	99.9%	86.6%	89.5%
熊本県	136,126	60,219	44.2%	75,907	55.8%	2,418	99.5%	99.5%	63.3%	80.4%
大分県	146,513	75,570	51.6%	70,943	48.4%	3,002	100.0%	100.0%	39.3%	70.5%
宮崎県	137,972	70,612	51.2%	67,360	48.8%	2,697	99.6%	99.6%	52.2%	65.3%
鹿児島県	278,796	105,211	37.7%	173,585	62.3%	7,275	100.0%	100.0%	35.9%	39.4%
沖縄県	75,824	51,526	68.0%	24,298	32.0%	1,320	97.2%	97.2%	7.2%	21.8%
合計	7,651,423	4,233,122	55.3%	3,418,301	44.7%	121,343	93.8%	93.8%	37.9%	57.1%

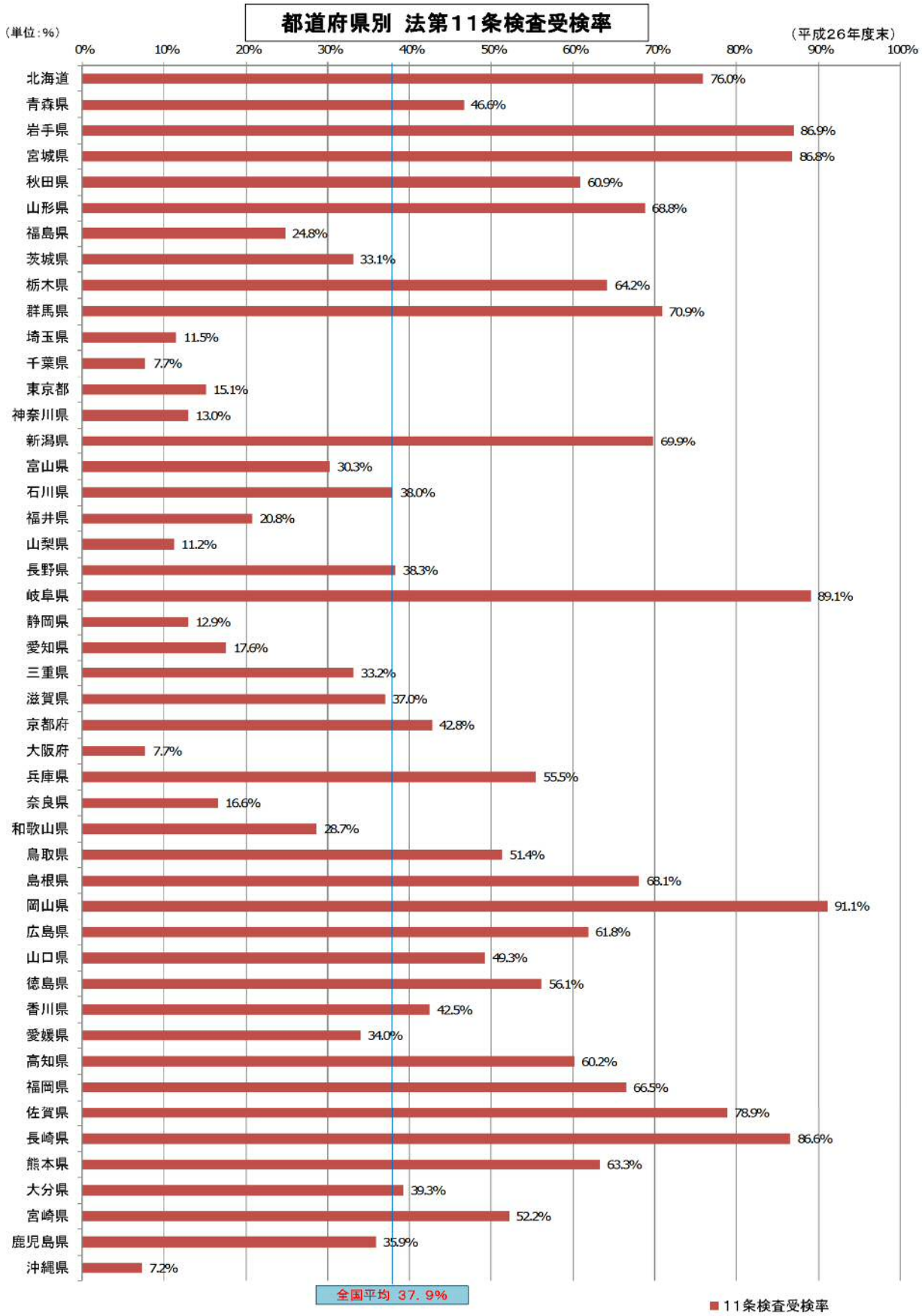

図５－１－３　都道府県別浄化槽１１条検査状況（資料：環境省）

（２）　市町村設置型

市町村が実施する「浄化槽設置整備事業」及び「浄化槽市町村整備事業」に対しては平成18年度以降は補助金による助成から交付金制度に移行している。

イ）　メリット

・使用者(住民)の設置時の費用負担が軽減される。
事業ごとの割合は次図（5人槽で設置費用89万円の場合）に示すとおりである。
この図からわかるように、「浄化槽市町村整備事業」を採用した場合、住民負担が少なくなるため、整備効果は上がりやすくなる。

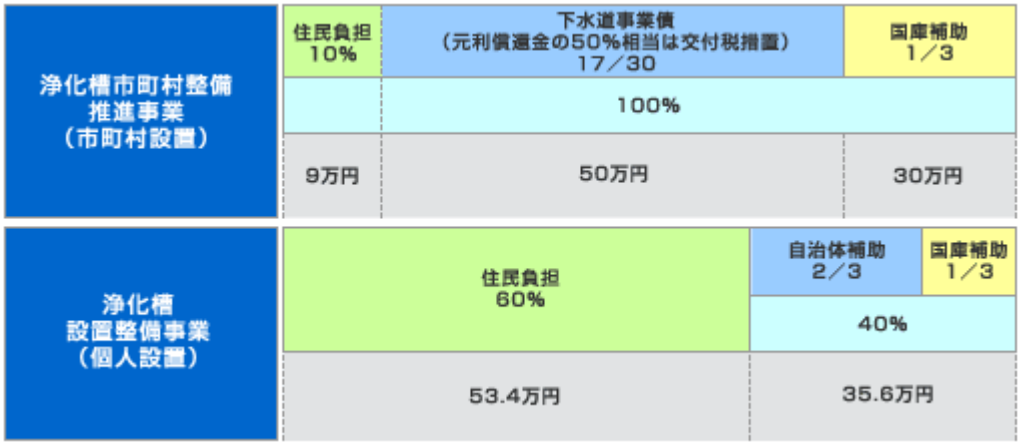

資料：（社）全国浄化槽団体連合会

図５－１－４　市町村設置型と個人設置型の比較

・町が浄化槽の設置主体となるため、適切な維持管理と安定した処理水質が確保できる。
・計画的な面整備を行うため、地区単位での生活排水処理対策が実施できる。

ロ）　デメリット

・町の財政負担が増加する恐れがある。
　個人設置型と比較すると町の負担は大きくなる。
　設置場所がない箇所では、用地取得が必要になる。
　市が工事や管理を行うため、専門的な知識を持った職員を養成する必要がある。
　使用者(住民)の未納があった場合でも維持管理費は町が負担しなければならない。
・住民からの要望がないと事業が進まない。
　各住民の経済事情に左右される。(特に高齢化世帯)
・使用料や分担金等の費用額の設定を慎重に行う必要がある。
　高いと事業不参加、安いと赤字を補填しなければならない。
・既に設置されている浄化槽の維持管理
　所有権を移転してもらわなければならない。
　設置時期により不公平が生じる。
　不備のある浄化槽の取り扱い（移転、管理）の問題が発生する。

次ページに「市町村設置型」を実施している地区の一覧表を示す。平成25年度時点で宮崎県内で浄化槽市町村整備事業を行っているのは、宮崎市、延岡市、日南市、綾町の4自治体である。

表５－１－４　　市町村設置型浄化槽整備事業実施地区一覧表（資料：全国浄化槽団体連合会）

（平成 25 年度時点）

都道府県名	市町村数	平成25年度事業実施市町村名
北海道	7	島牧村、北斗市、福島町、寿都町、喜茂別町、上ノ国町、檜津町
青森県	3	十和田市（ＰＦＩ）、平内町、大鰐町
岩手県	14	盛岡市、宮古市（PFI）、花巻市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市（PFI）、葛巻町、岩手町、紫波町（PFI）、西和賀町、金ケ崎町、洋野町、一戸町
宮城県	8	仙台市、石巻市、登米市、大崎市、大和町、大郷町、大衡村、加美町
秋田県	4	秋田市、能代市、仙北市、東成瀬村
山形県	8	鶴岡市、酒田市、寒河江市、長井市、最上町（ＰＦＩ）、高畠町、白鷹町、飯豊町
福島県	7	会津若松市、白河市、金山町、西会津町、三春町、小野町、会津美里町
茨城県	5	常陸太田市、桜川市、行方市、小美玉市、大子町
栃木県	1	大田原市
群馬県	11	伊勢崎市、太田市、渋川市、藤岡市、富岡市、上野村、神流町、下仁田町、嬬恋村、東吾妻町、昭和村
埼玉県	10	秩父市、滑川町、嵐山町（PFI）、鳩山町、ときがわ町、小鹿野町、東秩父村、吉見町、皆野町、長瀞町
千葉県	2	睦沢町、長柄町
東京都	4	八王子市、奥多摩町、八丈町、小笠原村
神奈川県	2	相模原市、山北町
新潟県	6	新潟市、長岡市、十日町市、糸魚川市、上越市、南魚沼市
富山県	0	
石川県	5	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、能登町
福井県	1	福井市
山梨県	5	甲府市、山梨市、甲斐市、甲州市、北杜市
長野県	4	長野市、南木曽町、筑北村、栄村
岐阜県	2	揖斐川町、郡上市
静岡県	2	掛川市、御殿場市
愛知県	0	
三重県	5	松阪市、大台町、多気町、南伊勢町、紀宝町（PFI）
滋賀県	0	
京都府	4	舞鶴市、綾部市、京丹後市、京丹波町
大阪府	5	高槻市、茨木市、富田林市（ＰＦＩ）、河内長野市、柏原市（ＰＦＩ）
兵庫県	0	
奈良県	2	黒滝村　天川村
和歌山県	0	
鳥取県	3	南部町、伯耆町、日南町
島根県	9	浜田市、出雲市、大田市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町、邑南町
岡山県	3	新見市、真庭市、奈義町
広島県	4	広島市、三原市、庄原市、安芸高田市
山口県	1	岩国市
徳島県	1	三好市（PFI）
香川県	0	
愛媛県	6	八幡浜市、伊予市、久万高原町、伊方町、鬼北町、愛南町（ＰＦＩ）
高知県	1	津野町
福岡県	5	久留米市、うきは市、朝倉市、みやま市、香春町（PFI）
佐賀県	6	佐賀市、唐津市（PFI）、武雄市、神埼市、有田町、江北町
長崎県	2	雲仙市、時津町
熊本県	10	八代市、玉名市、天草市、菊池市、美里町、和水町、南関町、南小国町、南阿蘇村、山鹿市
大分県	2	佐伯市、竹田市
宮崎県	3	宮崎市、綾町、日南市
鹿児島県	3	曽於市、龍郷町、知名町
沖縄県	0	
合計	186	

都道府県名	市町村数	平成26年度事業新規実施予定市町村名
北海道	1	釧路町
青森県	0	
岩手県	0	
宮城県	0	
秋田県	0	
山形県	0	
福島県	0	
茨城県	0	
栃木県	0	
群馬県	0	
埼玉県	1	横瀬町
千葉県	0	
東京都	0	
神奈川県	0	
新潟県	0	
富山県	0	
石川県	0	
福井県	0	
山梨県	0	
長野県	0	
岐阜県	0	
静岡県	0	
愛知県	0	
三重県	2	名張市、尾鷲市（PFI）
滋賀県	0	
京都府	0	
大阪府	0	
兵庫県	0	
奈良県	0	
和歌山県	0	
鳥取県	0	
島根県	0	
岡山県	0	
広島県	0	
山口県	0	
徳島県	0	
香川県	0	
愛媛県	0	
高知県	0	
福岡県	1	香春町
佐賀県	1	小城市
長崎県	0	
熊本県	0	
大分県	0	
宮崎県	0	
鹿児島県	0	
沖縄県	0	
合計	6	

都道府県名	市町村数	平成24年度以前に事業を実施した市町村
北海道	10	妹背牛町、黒松内町、豊浦町、利尻町、本別町、中川町、壮瞥町（PFI）、厚真町、豊浦町
青森県	1	平川市
岩手県	1	遠野市（H16~H19）
宮城県	2	色麻町、栗原市
秋田県	9	大館市、湯沢市、由利本荘市、湯上市、大仙市、北秋田市、藤里町、横手市、八峰町
山形県	2	上山市、大蔵村
福島県	4	須賀川市、三島町、昭和村、磐梯町
茨城県	1	常陸大宮市
栃木県	2	鹿沼市、日光市
群馬県	4	南牧村、中之条町、高山村、長野原町
埼玉県	0	
千葉県	1	東庄町
東京都	0	
神奈川県	0	
新潟県	1	出雲崎町
富山県	2	砺波市、南砺市
石川県	2	志賀町、宝達志水町
福井県	2	越前市、美浜町
山梨県	3	市川三郷町、身延町、道志村
長野県	9	松本市、伊那市、大町市、飯山市、安曇野市、木祖村、木曽町、麻績村、生坂村
岐阜県	0	
静岡県	0	
愛知県	0	
三重県	1	伊賀市
滋賀県	0	
京都府	1	宇治田原町
大阪府	2	枚方市、大東市
兵庫県	1	大屋町（H9年度~H11年度実施。但し、H16年度より隣町とともに合併し、養父市となった。）
奈良県	0	
和歌山県	4	田辺市、高野町、有田川町（旧金屋町含む）、日高町
鳥取県	2	鳥取市、北栄町
島根県	2	松江市（東出雲町）、海土町
岡山県	3	高梁市、美作市、新庄村
広島県	2	東広島市（H11~H13整備）、三次市（H13~H24整備）
山口県	2	宇部市、萩市
徳島県	3	勝浦町、美波町、上板町
香川県	3	高松市、三豊市、まんのう町
愛媛県	3	今治市、西予市、上島町
高知県	1	土佐町
福岡県	0	
佐賀県	0	
長崎県	4	長崎市、諫早市、小値賀町、西海市
熊本県	4	長洲町、小国町、芦北町、苓北町
大分県	3	臼杵市、豊後大野市、国東市
宮崎県	1	延岡市
鹿児島県	3	薩摩川内市、三島村、長島町
沖縄県	0	
合計	101	

（３）維持管理

浄化槽は集合処理と異なり流入する流量・水質が不安定であるため、処理機能を十分に発揮できないことが多く、維持管理が設置以上に重要となる。

維持管理形態には下表に示すように様々なものが考えられている。

イ）組織による維持管理

個人で管理することには限界があるため、組織だって維持管理を行うことも良好な排水を維持する上で有効と考えられる。

維持管理組織は、住民・行政・関連業者などの構成員及び活動内容などの違いにより、表５－１－５に示すような形態に分類される。

表５－１－５　維持管理組織の形態別特徴

組織の形態		主な構成員	主な活動内容	メリット等
①住民啓発型		住民 市町村 （業者）	・適正管理の啓発指導、研修会の実施 ・無届け浄化槽の発掘 ・業者との交渉窓口、契約時の立ち会い	・単独浄化槽も対象 ・住民主体での維持管理の適正化 ・料金の標準化
②業者啓発型		市町村 業者 （指定検査機関等）	・技術講習会の実施 ・工事、維持管理業務の監視 ・住民への普及啓発、契約等の窓口業務	・地区内全ての浄化槽が対象 ・業者主体での工事、維持管理の適正化 ・料金の標準化
③総合管理型	Ａ 契約等 代行型	住民 市町村 業者	①②の活動に加えて、 ・契約等の代行及び履行状況の確認 ・法定検査の一括依頼 ・補助事業の補完業務、料金の一括徴収	・手続き等の住民負担の大幅低減 ・業務の効率化等による料金低減 ・工事、維持管理の適正化
	Ｂ 面的整備 推進型	住民 市町村 業者 地元団体	③－Ａの活動に加えて、 ・設置工事の一括契約等による計画的設置 ・面的整備の必要性等に関する住民指導 ・面的整備の進行管理	上記のメリットに加えて、 ・地域ぐるみでの協力体制確立 ・面的整備の強力な推進 ・新設合併処理浄化槽が対象

ロ）維持管理費に対する補助

個人管理の場合、維持管理の個人負担を軽減するために、維持管理費の一定割合もしくは全部に対して補助を行っているところもあり、宮崎県内では延岡市、日向市、西米良村、美郷町、諸塚村が実施している。

ハ）一括契約システム

一括契約システムとは、組織による維持管理のひとつの手法である。

浄化槽関係業界の提携等により、全ての維持管理業務の委託について、一括して契約を行うシステムのことをいう。

このシステムの効果としては、下記に示すようなことが考えられるが全国的に見ると、管理組合を設立し管理組合に対して補助を行い維持管理の徹底を図っている自治体が多い。

①浄化槽管理者にとっては契約手続きの煩雑さが緩和される。
②関係業者間における業務の適切な連携が図られる。
③法定検査受検率を向上させ、浄化槽の維持管理に対する社会的信頼性を高められる。

表５－１－６　維持管理組織を有する自治体

（平成26年3月末現在）

都道府県名	市町村数	維持管理組織を有する市町村名（一部事務組合を含む）
北海道	16	三笠市、秩父別町、鷹栖町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町、和寒町、剣淵町 、浜頓別町、北見市、鹿追町、新得町、中札内村、豊頃町、別海町
青森県	3	十和田市、大鰐町、田舎館村
岩手県	0	
宮城県	0	
秋田県	0	
山形県	1	最上町
福島県	2	喜多方市、南会津町
茨城県	0	
栃木県	0	
群馬県	0	
埼玉県	1	飯能市
千葉県	3	成田市、我孫子市、長柄町
東京都	0	
神奈川県	3	横浜市、相模原市、小田原市
新潟県	0	
富山県	1	高岡市（旧福岡町）
石川県	1	輪島市
福井県	2	大野市、越前市
山梨県	5	甲斐市、中央市、南アルプス市、甲府市、富士川町
長野県	45	松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、茅野市、佐久市、東御市、安曇野市、南牧村、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、南木曽町、小谷村、高山村、飯綱町
岐阜県	2	白川町、東白川村
静岡県	1	湖西市
愛知県	0	
三重県	1	四日市市
滋賀県	7	大津市、彦根市、近江八幡市、甲賀市、東近江市、高島市、日野町
京都府	2	南丹市、福知山市
大阪府	0	
兵庫県	7	三田市、丹波市、宍粟市（旧山崎町、旧一宮町、旧波賀町の区域）、猪名川町、多可町（旧加美町、旧八千代町の区域）、市川町、佐用町
奈良県	0	
和歌山県	2	高野町、日高川町
鳥取県	1	岩美町
島根県	2	出雲市、美郷町
岡山県	1	勝央町
広島県	1	北広島町
山口県	1	下関市
徳島県	0	
香川県	1	さぬき市
愛媛県	5	松山市、砥部町、西予市、上島町、愛南町
高知県	0	
福岡県	4	朝倉市、東峰村、大木町、糸田町
佐賀県	1	吉野ヶ里町
長崎県	0	
熊本県	1	南小国町
大分県	0	
宮崎県	0	
鹿児島県	0	
沖縄県	0	
合計	123	

資料：環境省

表５－１－７　維持管理組織の事例-1

（平成26年3月末現在）

都道府県名	市町村名	構成員	活動内容	詳 細 、 メ リ ッ ト 等
北　海　道	秩　父　別　町	住民 市町村	契約 手続き等の代行（保守点検・清掃・法定検査） 住民指導	登録されている住民の法定検査、保守点検を管理できる。
	鷹　栖　町	住民 市町村 工事業者（個別） 保守点検業者（個別）	手続き等の代行（法定検査） 啓発	
	比　布　町	住民 市町村	維持管理経費の補助 （町から組織を経由して交付） 啓蒙・周知	地域ごとに代表者で構成されており、各地域において啓蒙・周知活動を実施
	愛　別　町	住民 市町村	手続き等の代行（設置届出） 補助申請の受付 住民指導・啓発 その他（町への維持管理補助金の請求及び受領）	①浄化槽設置整備事業の推進 ②情報収集及び提供 ③組合員の資質向上 ④浄化槽の適正な維持管理
	東　川　町	住民 市町村 工事業者（個別） 保守点検業者（個別）	手続き等の代行（法定検査） 補助申請の受付	・合併処理浄化槽の普及促進及び保守管理の推進。 ・補助申請受付事務の簡素化
	美　瑛　町	住民 保守点検業者（個別）	手続き等の代行 （補助金請求、負担金徴収、支払）	町への補助金請求を維持管理組合が一括して手続きできる
	和　寒　町	住民 市町村 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	手続き等の代行（保守点検、清掃、法定点検） 住民指導・啓発	
	剣　淵　町	住民 市町村	合併処理浄化槽の普及促進及び適正な維持管理推進、 合併処理浄化槽の保守点検、清掃業者との契約及び指定検査機関に対する法定検査の依頼	
	浜　頓　別　町	住民 市町村 工事業者（個別） 保守点検業者（個別）	手続き等の代行（保守点検・清掃） 住民指導・啓発 設置・維持管理状況の把握 維持管理助成	
	北　見　市	住民 市町村	啓発 その他（法定検査料支払い事務及び助成）	管理組合の適正な維持管理が行われるとともに、法定検査が確実に行われる。
	新　得　町	住民 市町村	契約 手続き等の代行（保守点検・清掃・法定検査）	
	中　札　内　村	住民	契約 手続き等の代行 住民指導・啓発	・合併処理浄化槽の普及促進及び保守管理の推進。 ・浄化槽保守点検業者及び清掃業者との契約並びに指定検査機関に対する法定検査の依頼の代行。
	豊　頃　町	住民 市町村	契約 手続き等の代行 （設置届出・保守点検、法定検査）	・合併処理浄化槽の普及促進及び保守管理の推進
	別　海　町	工事業者、保守点検業者	契約 手続き代行 （設置届出、工事、保守点検、法定検査） 住民指導・啓発	
青　森　県	十　和　田　市	工事業者(団体) 保守点検業者(団体)	契約 手続き等の代行（設置届出・工事・保守点検・清掃・法定検査） 住民指導	事業者が工事から維持管理まですべて行うため、経費が節減される。
	大　鰐　町	保守点検並びに清掃業者 （団体） 指定検査機関	保守点検・清掃 法定検査	法定検査：3～4回/年、清掃：1回/年、７条及び１１条法定検査 専門管理業者による委託なので安心。
	田　舎　館　村	市町村	保守点検	農業集落排水処理場の維持管理
宮　城　県	－	指定検査機関	契約 手続き等の代行 （設置届出・工事・保守点検・清掃・法定検査） 助成申請の受付 啓発	
山　形　県	最　上　町	保守点検業者（団体） 清掃業者（団体） ※ＰＦＩ事業に伴うＳＰＣ 事業者	手続き等の代行（保守点検・清掃）	
福　島　県	喜　多　方　市	市民	契約 手続き等の代行（保守点検・清掃・法定検査）	
埼　玉　県	飯　能　市	住民 市町村 工事業者（個別） 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	契約 手続き等の代行 （工事・保守点検・清掃・法定検査） 啓発	公共下水道処理区域外の設置者は加入することが出来る（加入は毎年３月、途中加入はできない）。加入すると、市から維持管理補助金が交付され、維持管理費用を軽減することが出来る。
千　葉　県	成　田　市	保守点検業者（団体） 清掃業者（団体）	維持管理補助金の申請	個人下水道管理協会により、代行で補助金申請を行うので、契約者（住民）の手間が省ける。
	我　孫　子　市	保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	住民指導・啓発	浄化槽の適正な維持管理と清掃の指導
	長　柄　町	工事業者(個別)	契約 手続き等の代行（設置届出・保守点検） 住民指導・啓発	浄化槽設置にあたって、現地調査(測量等)をしたり、設置後の保守点検をしている。
神　奈　川　県	横　浜　市	清掃業者（団体） 指定検査機関	契約 手続き等の代行（保守点検・清掃・法定検査）	・保守点検業者の紹介 ・業者向けの浄化槽清掃・保守点検に関する研修会の開催
	相　模　原　市	市町村 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別） 指定検査機関	契約 手続き等の代行（保守点検・清掃・法定検査）	
	小　田　原　市	市町村 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別） 県	住民指導・啓発	

資料：環境省

表５－１－８　維持管理組織の事例-2

富山県	高岡市（福岡町合併処理浄化槽維持管理組合）	地区単位（合併前の福岡町地区）	住民指導・啓発	
石川県	輪島市	清掃業者（個別・団体）	契約 手続き等の代行（保守点検・清掃）	
福井県	大野市	住民	契約 手続き等の代行（保守点検・清掃・法定検査）	維持管理組合設立補助金を交付している。（浄化槽1基につき200千円）
	越前市	市 工事業者（個別） 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別） 浄化槽メーカー	契約 手続き等の代行（保守点検・清掃・法定検査） 住民指導・啓発	法令に遵守した維持管理が実施でき、公共水域の水質保全に寄与することができる。 浄化槽設置者が保守点検・清掃・水質検査業務に対し、それぞれ個別で契約する煩わしさを回避できる。
山梨県	甲府市	住民	契約 手続き等の代行 補助申請の受付 住民指導・啓発	
	中央市	住民	契約 手続き等の代行	
	甲斐市	各自治会内の希望住民	浄化槽管理組合長による清掃及び保守・点検手続きの代行や定期総会等	個人管理に比べ清掃及び保守・点検の漏れも減少し、金額も安価で済む（発注件数が多い為、１件あたりの単価が安価となる。）
	南アルプス市	住民	契約 手続き等の代行	
	富士川町	保守点検業者・住民	住民指導および啓発 理事会および定期総会の開催 保守点検料の徴収	
長野県	上田市	市町村 保守点検業者（個別）	契約 手続き等の代行（保守点検）	上田・真田地域…代行管理（保守点検の実施） ・一括で維持管理をすることにより、維持管理費を安くすることができ、管理状況も把握することが出来る。
	飯田市	住民 市町村 工事業者（団体） 保守点検業者（団体） 清掃業者（団体）	手続き等の代行 （設置届出・工事・保守点検・清掃・法定検査） 住民指導・啓発	・浄化槽巡回点検（飯田市全域各地区数カ所　H25年度36箇所） ・組合定期総会 ・飯田市内に設置されている浄化槽を、他の管理業者の視点から見るなどして、改善点などを話し合い、維持管理に生かせる。
	小諸市	住民　市町村 工事業者（団体） 保守点検業者（団体） 清掃業者（団体） 地区自治会	補助申請の受付 住民指導・啓発	維持管理補助（保守点検・清掃・法定検査費用）の申請・交付事務を行いながら、個別の浄化槽の維持管理状況を把握し、管理状況が悪い場合は改善等の指導を実施。
	大町市	住民	手続き等の代行（保守点検） 住民指導・啓発	浄化槽相談員を組合内におき、設置、維持管理に対する啓発や指導を行っている。 また、組合独自の巡回点検等も行い、浄化槽の保守管理状況の把握にも努めている。
	佐久市	住民 市町村 工事業者（個別） 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	契約 手続き等の代行（保守点検・清掃） 住民指導・啓発・研修会 水質検査	浄化槽管理者は、保守点検費用・清掃費用の一部、水質検査費用、事務費を協会に納入。 協会は、管理者の浄化槽保守点検を業者に依頼。点検報告に基づき清掃を業者に依頼。保守点検費用・清掃費の一部を業者に支払う。協会加入者の浄化槽放流水の水質検査（ＢＯＤ、ＳＳ）を年１回実施し、管理者および保守点検業者に報告。協会加入者を対象とした研修会の開催。 管理者は料金単価の統一が図られ、業者は集金に係る経費が抑えられる。 市が協会事務局であることから、協会加入者の浄化槽の適正管理を把握でき、不適正について改善指導が行える。
	東御市	住民 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	住民指導・啓発	保守点検・清掃料金を協会統一価格とし、市内の下水道使用者の負担と同程度の負担としている。
	飯島町	住民 保守点検業者(個別) 清掃業者(個別)	住民指導・啓発	・保守点検票・清掃記録票の発行・配布 ・維持管理補助金・啓発活動の連絡の円滑化
	南箕輪村	住民 保守点検業者	住民指導・啓発	研修会への参加、浄化槽の相互点検、啓発資料、 浄化槽管理マニュアル・管理品等の配布
	泰阜村	住民 市町村	住民指導・啓発	設置検査時に保守点検業者を同行し、維持管理について啓発を行う 個別の浄化槽の維持管理状況を把握し、管理状況が悪い場合は改善等の指導を実施。
岐阜県	白川町	住民	住民指導・啓発	・浄化槽を設置している世帯の代表約2,200人を構成員とした「浄化槽衛生管理組合」を組織して活動。維持管理講習会、消毒剤の点検、放流水の検査や、維持管理に必要な情報を掲載した組合報の発行等を行っている。組織は、昭和50年に設立され現在に至っている。 ・組合の運営費は、１組合員あたり500円の年会費によってまかなわれている。
	東白川村	住民	住民指導・啓発	・浄化槽を設置している世帯の代表６７９人を構成員とした「環境衛生組合」として活動。 ・浄化槽や生活排水対策に関する知識の普及・向上と浄化槽の維持管理の徹底を目的に設立。 ・組合役員による浄化槽の自主点検の実施、10月1日「浄化槽の日」の啓発チラシの発行、河川清掃の実施、植林活動参加、組合報の発行、役員視察研修などを行っている。 ・組合の運営費は、１組合員あたり500円の年会費によって賄われている。
静岡県	湖西市	市町村 清掃業者（個別）	住民指導・啓発	浄化槽パトロールの実施、浄化槽講習会の開催、日常の清掃業務の中での啓発パンフレットの配布等。
三重県	四日市市	住民	契約 手続き等の代行（保守点検・清掃・法定検査）	・組合が一括して維持管理契約を行うため、維持管理の徹底が図られる。また組合員は費用面において恩恵が受けられる。 ・組合員の水質保全に対する意識の向上
滋賀県	大津市	住民	契約 手続き等の代行 （保守点検・清掃・法定検査） 維持補助金の申請	
	彦根市	清掃業者団体	住民指導・啓発	
	近江八幡市	住民	契約 手続き等の代行（保守点検・清掃・法定検査） 住民指導・啓発	
	甲賀市	住民	契約	集中浄化槽の維持管理を行っている。
	東近江市	住民	契約 手続き等の代行（保守点検・清掃・法定検査） 補助申請の受付	維持管理費の交付条件に法定検査の受検を条件としているため、維持管理組合組織がある地域では受検率が高水準である。

資料：環境省

表５－１－９　維持管理組織の事例-3

滋賀県	高島市	住民	契約 手続き等の代行（保守点検・清掃・法定検査）	
	日野町	住民	補助申請の受付 住民指導・啓発	より適切な浄化槽維持管理につながり、さらなる生活環境の向上が図れる。
京都府	南丹市	住民	手続き等の代行（保守点検・法定検査） 住民指導・啓発 法定検査一括受検	
	福知山市	住民	契約 手続き等の代行（法定検査） 補助申請の受付	
兵庫県	三田市	住民	契約 手続き等の代行 補助申請の受付 住民指導 啓発	集合処理事業の予定がない地域において、概ね自治区ごとに合併処理浄化槽使用者により構成される維持管理組合を設立。点検清掃業者との一括契約等の状況は、組合の主体性に任せており各々異なる。 年度ごとに、組合は市に対し維持管理補助金を申請し受給している。 現在設立組合数＝５８組合
	多可町（加美区、八千代区維持管理組合）	住民	契約 手続き等の代行（保守点検・清掃・法定検査）	維持管理単価について組合が維持管理業者（保守点検業者、清掃業者）より見積徴収し最低価格見積業者に維持管理を一括委託している。 また、維持管理組合は、組合費と町からの補助により安定した運営が確保され、法定検査（11検査）の受検率が100%となるほか、日常的にも適切な維持管理（保守点検、薬剤補充や清掃、機器修繕）が図られている。
	丹波市	住民	契約（保守点検、清掃、法定検査） 住民指導・啓発 薬剤補給 機器の修理	対象：浄化槽整備区域内の浄化槽管理者 活動内容：法定検査、保守点検、清掃の一括契約 （組合からの発注、実施、支払） 消毒薬品の巡回補充。ブロワー、ポンプ、槽本体、付属機器の補修 メリット：法定検査受検率、保守点検実施率の向上、適正な清掃の実施。 薬剤切れの防止。故障のスピーディーな対応。 デメリット：浄化槽管理者の維持管理意識の低下 （浄化槽管理者としての責任意識の低下。）
	佐用町	住民 市町村	契約 手続き等の代行 住民指導 啓発 薬剤補給 機器の修理	対象：浄化槽整備区域内の浄化槽管理者 活動内容：法定検査、保守点検、清掃の一括契約 （町からの発注、実施、支払） 消毒薬品の巡回補充。ブロワー、ポンプ、槽本体、付属機器の補修 メリット：法定検査受検率、保守点検実施率の向上 適正な清掃の実施。 薬剤切れの防止。故障のスピーディーな対応。 デメリット：使用者の維持管理意識の低下。
	宍粟市	住民	記載なし	
	猪名川町	住民	契約 手続き等の代行（保守点検・清掃・法定検査）	下水道区域内と比較して維持管理費用が多額となるため、住民組織で保守管理に必要な額と一般的に下水道区域内の方との差額を算定し、町からその補助金を出すことにより、維持管理の徹底と維持管理費の低減が図れる。
	市川町	住民	契約　手続き等の代行 啓発	保守点検、清掃の実施、法定検査受検等の維持管理を適切に行える。
鳥取県	岩美町	住民	契約 手続き等の代行（保守点検・清掃・法定検査）	修繕費用（ブロワ―の故障修理等）の補助（上限15,000円）
島根県	出雲市	市町村	補助申請の受付	
	美郷町	保守点検業者（個別）	町管理浄化槽の維持管理	
岡山県	勝央町	住民 市町村	保守点検 清掃 修繕の補助	勝央町合併処理浄化槽設置整備事業推進協議会（役員：９名＋事務局）は、町内の生活雑排水処理において、合併処理浄化槽設置対象家屋（集合処理で対応できない家屋）に対し、合併処理浄化槽から放流先までの設置費、維持管理費の補助を行い設置整備の推進を行う。ただし、設置者は集合処理地域と同様に入会金（受益者負担金）、会費（下水道使用料）を協議会へ支払う。
広島県	北広島町	住民 市町村	契約 手続き等の代行（保守点検・清掃）	（大朝地区）北広島町大朝地区小型合併処理浄化槽推進協議会 （芸北地区）北広島町芸北地区生活排水対策推進協議会 浄化槽の保守点検及び清掃業務に係る事務的業務の受委託・分担金徴収
山口県	下関市	保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	市管理浄化槽の維持管理	
香川県	さぬき市	住民	契約　手続き等の代行 （保守点検・清掃・法定検査） 機器の修理	
愛媛県	愛南町	ＰＦＩ事業者	手続等の代行　補助申請の受付 住民指導・啓発	
福岡県	朝倉市	工事業者（個別） 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	手続き等の代行 （保守点検・清掃・法定検査） 住民指導・啓発	
	東峰村	各地区の公民館等	助成申請の受付	
	大木町	住民 市町村 その他（町議会、町環境衛生協議会）	契約 手続き等の代行 （工事・保守点検・清掃・法定検査） 住民指導・啓発	維持管理・清掃業者との一括契約による費用低減を図り、また、価格交渉ができる。各家庭の浄化槽の排水状況を把握することができ、水質の一元管理化及び保守点検技術の底上げに繋がる。
	糸田町	住民 市町村 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	契約 手続き等の代行 （設置届出・工事・保守点検・清掃・法定検査）	
佐賀県	吉野ヶ里町	市町村 保守点検業者	契約 手続き等の代行 （工事・保守点検・清掃・法定検査）	
熊本県	南小国町	住民 保守点検業者	保守点検・清掃 修繕の補助	登録されている住民の保守点検、清掃を管理できる。

資料：環境省

表５－１－10　一括契約に取り組んでいる自治体

（平成26年3月末現在）

都道府県名	市町村数	一括契約の推進に積極的に取り組んでいる地方自治体名
北海道	15	［保守点検、清掃及び法定検査］ ○市町村設置（３） 壮瞥町、島牧村、厚真町 ○個人設置（９） 上富良野町、南富良野町、中札内村、豊頃町、長万部町、新得町、旭川市、剣淵町、鶴居村 （参考）保守点検と清掃、法定検査のみ（３） 遠別町、大樹町、美深町
青森県	5	十和田市、平川市、佐井村、平内町（市町村設置）、大鰐町（市町村設置）
岩手県	7	宮古市（市町村設置）、二戸市（市町村設置）、奥州市、岩手町、紫波町（市町村設置）、洋野町、一戸町（市町村設置）
宮城県	7	登米市、大崎市、大和町（保守、清掃のみ　市町村設置）、大郷町、大衡村、色麻町、加美町
秋田県	0	
山形県	2	長井市（市町村設置のみ）、最上町
福島県	7	二本松市、伊達市、白河市、会津若松市、喜多方市、金山町、昭和村
茨城県	0	**茨城県**
栃木県	26	県内全市町村
群馬県	2	**群馬県**、前橋市、高崎市
埼玉県	1	熊谷市
千葉県	2	成田市（個人設置）、鴨川市（個人設置）
東京都	4	八王子市（市町村設置）、奥多摩町（市町村設置）、小笠原村(市町村設置）、八丈町（市町村設置）
神奈川県	0	
新潟県	14	新潟市（市町村設置）、長岡市（市町村設置、個人設置）、新発田市（個人設置）、加茂市（個人設置）、十日町市（市町村設置）、糸魚川市、五泉市（個人設置）、上越市（市町村設置）、佐渡市（個人設置）、魚沼市（市町村設置）、南魚沼市（市町村設置）、田上町、出雲崎町（市町村設置）、刈羽村（市町村設置）
富山県	0	
石川県	0	
福井県	1	南越前町
山梨県	0	
長野県	4	高森町（個人型）、阿智村(個人型）、豊丘村（全て）、生坂村(全て）
岐阜県	0	**岐阜県**
静岡県	0	
愛知県	1	みよし市
三重県	5	松阪市（市町村設置）、多気町、大台町、南伊勢町、大紀町
滋賀県	3	彦根市（個人設置）、近江八幡市、甲賀市
京都府	0	
大阪府	7	高槻市、枚方市、茨木市、富田林市、大東市、柏原市、豊能町
兵庫県	6	神戸市、丹波市、宍粟市（旧山崎町・旧一宮町・旧波賀町の区域）、多可町（旧加美町・旧八千代町の区域）、神河町、佐用町
奈良県	0	
和歌山県	1	高野町(市町村設置）
鳥取県	0	
島根県	0	
岡山県	27	**岡山県**及び県内市町村
広島県	2	安芸高田市（市町村設置及び移管浄化槽）、北広島町（個人設置）
山口県	1	萩市（市町村設置）
徳島県	3	那賀町(個人設置)、神山町(個人設置)、三好市(市町村設置）
香川県	1	三豊市
愛媛県	5	松山市、伊予市、久万高原町、松前町、愛南町（市町村設置）
高知県	2	土佐町（市町村設置）、津野町（市町村設置）
福岡県	14	大牟田市（個人設置）、久留米市、中間市（個人設置）、小郡市（個人設置）、うきは市（市町村設置）、朝倉市（市町村設置）、みやま市（市町村設置）、那珂川町（市町村設置）、遠賀町（個人設置）、鞍手町（個人設置）、大木町（個人設置）、広川町（個人設置）、苅田町、上毛町（個人設置）
佐賀県	0	
長崎県	3	諫早市、西海市、雲仙市（市町村設置）
熊本県	9	熊本市、玉名市（市町村設置）、阿蘇市、長洲町（市町村設置）、和水町、甲佐町、氷川町、五木村、芦北町（市町村設置）
大分県	3	**大分県**、九重町、玖珠町、日出町
宮崎県	1	小林市
鹿児島県	0	
沖縄県	0	
合　計	191	

資料：環境省

（４）PFI事業について

最近、浄化槽整備をPFI手法で行う自治体が見られるようになってきた。

PFI方式は基本的に「浄化槽市町村設置型」の事業であり、民間事業者の創意工夫による準備期間の短縮、事業コスト縮減、住民サービスの向上処理機能の安定化など多くのメリットが期待されるものであり平成14年度から進められている。

浄化槽整備事業のPFIはBTO方式であり、民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設(Build)した後、施設の所有権を公共に移転(Transfer)し、施設の維持管理・運営(Operate)を民間事業者が行う方式である。

PFI事業の契約により整備した浄化槽を、一括して市町村が買い取る費用(翌年度または当該年度末に1年分を一括して買い取る方法)に国庫助成を行う。

平成24年度4月現在で全国では13件のPFI方式による浄化槽市町村整備事業が実施されている。

なお、宮崎県内で実施されているところはない。

（５）単独浄化槽撤去費用の助成

浄化槽設置整備事業あるいは浄化槽市町村整備推進事業において、設置のみならず既存の単独浄化槽を撤去するに要する費用について助成を行うものである。

単独浄化槽撤去費用のうち、上限を９万円として助成を行い、その 2/3 が地方負担、1/3 が国庫助成となる。

表5-1-11　　単独浄化槽撤去費の助成

合併処理浄化槽設置分				単独浄化槽撤去分	
	国庫助成対象(4割)			９万円まで	
個人負担（６割）	地方負担 2/3	国庫助成 1/3	＋	地方負担 2/3 ６万円	国庫助成 1/3 ３万円

資料：浄化槽整備事業の手引き

宮崎県内では、平成26年3月末時点では、本町の他、串間市が実施しているが、いずれも自治体の単独事業である。

第２節　浄化槽事業推進の方策

１．採用事業

以下の理由により、本町では個人設置型の「浄化槽設置整備事業」を推進していくものとする。

・経済的、時期的に設置者（住民）の事情に合わせて推進できる。
・設置者個人の自己管理、自己責任が徹底され、工事を知り合いや町内の業者に依頼することが多いため、地元への経済効果が期待できる。
・事業が単年度ごとに処理され、財政的な管理を健全な形で維持できる。
・市町村設置型では町の財政負担が増加する恐れがある。
　個人設置型と比較すると町の負担は大きくなる。
　設置場所がない箇所では、用地取得が必要になる。
　町が工事や管理を行うため、専門的な知識を持った職員を養成する必要がある。
　使用者(住民)の未納があった場合でも維持管理費は町が負担しなければならない。

ただし、以下のデメリットを考慮し、整備を推進するには設置・維持管理に一定の助成を行うことを考える。

・設置者（住民）の設置時の費用負担が大きい。
・維持管理が適正に行われない場合が多く、法定検査の受検率も低い。

２．町単独の助成について

（１）合併処理浄化槽への転換に対する上乗せ補助について

合併処理浄化槽への転換について自治体単独で助成を行っている事例もあることから、整備促進のために設置者に対して一定の助成を考える。

本町の平成28年度以降の各年度の合併処理浄化槽への転換設置基数は、47基/年（新築設置は、66基/年で合計113基/年）を目標とする。

平成27年度の規模別浄化槽設置割合から各年度の人槽ごとの設置基数を推計し、例として一律12万円の上乗せ補助を行った場合の試算を下表に示す。

この表からわかるように、毎年5,640千円の助成金を準備する必要がある。

表５－２－１　例）転換に対して上乗せ補助を行った場合の財政負担額

人員	H27設置		H28以降設置				
	(基)	(%)	(基)	単価(円)	住民負担	上乗せ補助	
					60%	単価(円)	金額(円)
5人槽	26	58%	27	699,000	419,400	120,000	3,240,000
7人槽	15	33%	16	793,000	475,800	120,000	1,920,000
10人槽	4	9%	4	1,086,000	651,600	120,000	480,000
計	45	100%	47				5,640,000

（２）維持管理に対する上乗せ補助について

浄化槽事業を行う場合、維持管理が徹底されないことが全国的な問題となっている。
そこで、維持管理費について上乗せ補助を行っている自治体は全国でも数多い。

上乗せ補助の対象と考えられる維持管理費の項目は、

- 法定検査費用（7条）　：設置したときに一回だけ実施
- 法定検査費用（11条）：毎年１回実施
- 保守点検費用　　：年4回～6回程度(浄化槽の種類によっては隔週必要)
- 清掃費用　　：年1回～2回程度
- 電気代

が挙げられる。

以下に維持管理に対する補助を実施している自治体の一覧を示す。

表５－２－２　維持管理費用に対する補助の事例

補　助　範　囲	合併だけ	単独・合併	単独だけ	計
保守点検・清掃・法定検査・電気代	18	0	0	18（10%）
保守点検・清掃・法定検査	63	4	0	67（36%）
保守点検・清掃	15	2	0	17（ 9%）
保守点検・法定検査	8	0	0	8（ 4%）
保守点検	8	0	0	8（ 4%）
清掃	13	35	1	49（27%）
法定検査	9	2	0	11（ 6%）
その他	4	2	0	6（ 3%）
計	138	45	1	184(100%)注1)

（出典：平成 20 年度浄化槽行政に関する調査等結果 p30-38 から作成（環境省））
http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/index.html)

注１）岡山県津山市(２地区)、広島県北広島町(４地区)及び延岡市(２地区)は合併前の旧町村によって補助範囲が異なっている。したがって合計欄は、171 市町村＋8 区(東京都)＋5(上記の３市町の旧町村分)＝184 となる。

注２）補助範囲が「保守点検・清掃・法定検査・電気代」である自治体は、以下の 18 市町である。
群馬県甘楽町、長野県根羽村、長野県木曽町、長野県山ノ内町、三重県いなべ市
滋賀県西浅井町、兵庫県三田市、兵庫県神河町、兵庫県市川町、兵庫県養父市
奈良県大和郡山市、奈良県平群町、鳥取県江府町、岡山県勝央町、岡山県津山市
佐賀県吉野ヶ里町、長崎県大村市、長崎県雲仙市

注３）その他は、福島県南会津町(内訳不明、合併のみ)、神奈川県松田町(清掃費＆法定検査費用、合併のみ)、山梨県南アルプス市(内訳不明、単独＆合併)、長野県高森町(内訳不明、合併のみ)、奈良県香芝市(内訳不明、単独＆合併)及び長崎県小値賀町(電気代、合併のみ)の６市町である。

注４）維持管理組合に対し補助しているは 40 市町村である。

注５）平成 19 年 12 月末時点で、「維持管理費用に対する補助」を実施している自治体は 180 市区町村(185＝180 市町村＋５区)である。また、維持管理組合に対し補助しているは 40 市町村である。

注６）平成 19 年における浄化槽整備事業の実施市町村数は 1,312 市町村である。
また、平成 20 年 11 月１日時点の市町村数は 1,782 である。
したがって、維持管理費に補助を実施している市町村の割合は、
整備事業実施市町村の 13(≒171/1,312)％、
全市町村の　　10(≒171/1,782)％ となる。

出典「浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例　H22　環境省」

表５－２－３　維持管理に対する補助を行っている市町村の状況（資料：環境省、H27.3）

都道府県名	市町村数	補助の対象					
		合併のみ		合併・単独		単独のみ	
北海道	25	札幌市、釧路市、北見市、美唄市、福島町、厚沢部町、京極町、栗山町、秩父別町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、東川町、南富良野町、剣淵町、浜頓別町、雄武町、えりも町、上士幌町、芽室町	21	紋別市、愛別町、美瑛町、和寒町	4		0
青森県	1	平内町	1		0		0
岩手県	3	遠野市、雫石町、矢巾町	3		0		0
宮城県	8	仙台市、名取市、東松島市、亘理町、利府町、富谷町、色麻町、女川町	8		0		0
秋田県	1	美郷町	1		0		0
山形県	0		0		0		0
福島県	6	会津美里町、南会津町、大熊町（避難中）、郡山市	4	猪苗代町、川内村	2		0
茨城県	0		0		0		0
栃木県	0		0		0		0
群馬県	4	高崎市（倉渕地域のみ）、桐生市（黒保根町地区のみ）、館林市、甘楽町	4		0		0
埼玉県	9	川越市、熊谷市、飯能市、深谷市、坂戸市、日高市、越生町、川島町、神川町	9		0		0
千葉県	4	成田市、佐倉市、東金市、芝山町	4		0		0
東京都	25		0	品川区、大田区、世田谷区、板橋区、足立区、葛飾区、八王子市、立川市、青梅市、昭島市、町田市、日野市、国分寺市、東大和市、清瀬市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、八丈町	24	国立市	1
神奈川県	7	平塚市、葉山町、大井町、松田町、清川村	5	相模原市、藤沢市	2		0
新潟県	3	長岡市、柏崎市、村上市	3		0		0
富山県	2	高岡市、氷見市	2		0		0
石川県	0		0		0		0
福井県	3	福井市、越前市、おおい町	3		0		0
山梨県	4	甲府市、鳴沢村、早川町	3	南アルプス市	1		0
長野県	24	松本市、飯田市、小諸市、伊那市、大町市、佐久市、南牧村、南相木村、北相木村、青木村、飯島町、松川町、高森町、阿南町、根羽村、下條村、泰阜村、大鹿村、大桑村、木曽町、坂城町、山ノ内町、信濃町	23	豊丘村	1		0
岐阜県	0		0		0		0
静岡県	2	富士市、御前崎市	2		0		0
愛知県	4	飛島村、幸田町	2	清須市、扶桑町	2		0
三重県	2	四日市市、いなべ市	2		0		0
滋賀県	6	大津市、近江八幡市、東近江市、高島市、日野町、多賀町	6		0		0
京都府	6	福知山市、綾部市、宮津市、南丹市、伊根町、与謝野町	6		0		0
大阪府	2	和泉市	1	東大阪市	1		0
兵庫県	6	三田市、丹波市、朝来市、宍粟市、多可町、佐用町	6		0		0
奈良県	3	大和郡山市、平群町	2	川上村	1		0
和歌山県	0		0		0		0
鳥取県	2	湯梨浜町、江府町	2		0		0
島根県	3	出雲市、奥出雲町、吉賀町	3		0		0
岡山県	3	勝央町、西粟倉村	2	赤磐市	1		0
広島県	3	安芸太田町、北広島町（旧豊平町・千代田町地域、旧大朝町・芸北町地域）、世羅町	3		0		0
山口県	1	長門市	1		0		0
徳島県	1	那賀町	1		0		0
香川県	2	琴平町、三豊市	2		0		0
愛媛県	1	松山市	1		0		0
高知県	0		0		0		0
福岡県	6	久留米市、宗像市、筑前町、東峰村、みやこ町、上毛町	6		0		0
佐賀県	4	鳥栖市、吉野ヶ里町、上峰町、玄海町	4		0		0
長崎県	5	大村市、雲仙市、時津町、東彼杵町、佐々町	5		0		0
熊本県	4	西原村、錦町、水上村、苓北町	4		0		0
大分県	0		0		0		0
宮崎県	3	西米良村、諸塚村、美郷町	3		0		0
鹿児島県	1		0	十島村	1		0
沖縄県	1	竹富町	1		0		0
合　計	200		159		40		1

このうち、設置時に行う法定検査費用(７条)について、宮崎県内での実績は、ほぼ100%を達成しており、また既に設置し検査を受けた浄化槽との整合を図ることが困難であるため除外する。
電気代についても浄化槽だけの電気料金を分離算出することが困難であるため除外する。

法定検査(11条)費用については、県内では２事業者が実施しておりその単価例を用いる。

表５－２－４
浄化槽法定検査料金（財団法人　宮崎県環境科学協会）

処理対象人員	7条検査(円)	11条検査(円)
20人槽以下	7,000	3,000
21人槽～50人槽	9,000	5,000
51人槽～100人槽	14,000	10,000
101人槽～200人槽	19,000	15,000
201人槽～500人槽	24,000	20,000
501人槽～1000人槽	29,000	25,000
1001人槽～2000人槽	34,000	30,000
2001人槽以上	39,000	35,000

保守点検費用は、年間契約であり、民間事業者が実施するため業者間でのバラツキがあるが、次表に一事例を示す。

表５－２－５
小型浄化槽の保守点検費用の例（4回/年）

単独浄化槽	8,400円
合併処理浄化槽	10,500円

清掃費用は、浄化槽の種類・形式、使用状態によって大きな差があるため、一概に料金は算定できないが、下表に一事例を示す。

表５－２－６　浄化槽の清掃料金例

処理対象人員	単独浄化槽 料金(円)	合併処理浄化槽 料金(円)
5人槽	12,600	13,650
7人槽	13,650	15,750
10人槽	16,800	24,000

維持管理の補助に対する得失は以下のようなものがある。
本町では、実績として法定検査を行っている管理者と水質検査機関の間にトラブル等はなく、円滑に検査ができていることおよび公平性を保つために維持管理に対する補助は行わないこととする。
メリット
・維持管理状況が確実に把握できる。

デメリット
・保守点検業者、水質検査機関、町の三者間の連携が煩雑になる。
・維持管理の頻度や内容は使用状態で差異があり、公平性に対する制度管理が困難。

表５－２－７　浄化槽整備に伴う上乗せ補助金額の推計（単位：千円）

	単独浄化槽					合併処理浄化槽					合計	合計×1/2
	設置基数	11条検査	保守点検	小計	小計×1/2	設置基数	11条検査	保守点検	小計	小計×1/2		
年次	基	3.0千円	8.4千円	千円	千円	基	3.0千円	10.5千円	千円	千円	千円	千円
H28	1,618	4,854	13,591	18,445	9,222	2,791	8,373	29,305	37,678	18,839	56,123	28,061
H29	1,487	4,461	12,490	16,951	8,475	2,904	8,712	30,492	39,204	19,602	56,155	28,077
H30	1,356	4,068	11,390	15,458	7,729	3,017	9,051	31,678	40,729	20,364	56,187	28,093
H31	1,224	3,672	10,281	13,953	6,976	3,130	9,390	32,865	42,255	21,127	56,208	28,103
H32	1,093	3,279	9,181	12,460	6,230	3,243	9,729	34,051	43,780	21,890	56,240	28,120

３．事業所排水等について

生活排水対策は、主に各家庭から排出される排水（台所排水、トイレ排水、風呂排水、洗濯排水）を対象とした計画である。

したがって、事業所排水等については、別途検討を行う必要がある。

（１）事業所排水

事業所排水については「水質汚濁防止法」により排水に規制がかけられている。

> 水質汚濁防止法の要旨
> 原則50m^3/日以上の排水量の工場・事業所からの排水は、BODで最高160mg/L、平均120mg/Lの水質を守らなければならない。

ただし、本町内には水産物加工場を含めて上記事項に該当しない小規模な事業所等多数立地している。

これらの事業所等についても、上記排水基準に準拠した排水処理施設設置を行うよう業界団体等の協力を求める必要がある。

（２）水産施設

漁港の水揚げ場等の公共施設については、別途水産庁所管の補助事業採択について検討を行うことも考えられる。

４．その他

・漁業集落排水施設

現在稼動している漁業集落排水施設はし尿以外の家庭雑排水のみを対象としている。

施設の老朽化に伴う改築等を行う場合には、し尿を合わせて処理する設備に改築することが快適な生活環境を整備する一助になると思われる。

第６章　啓　　発

第１節　基本方針

１．啓発活動の位置づけ

公共用水域の水質汚濁の要因である生活排水について、生活排水処理施設の整備による負荷削減を行うことが第一である。

しかしながら処理施設の整備には多額の費用を要すると共に、多大な時間を要することが多い。

このため生活排水対策を推進するには、住民の生活排水対策に対する意識の啓発を中心とした家庭での台所対策等により汚濁負荷量の削減を図っていくことが重要である。

２．啓発活動の方向

生活排水対策としては、生活排水処理施設の整備を本町の地域特性に応じ計画的・体系的に推進すると共に、家庭からの汚濁負荷を削減するため、浄化槽の普及、住民による啓発活動を総合的、広域的に推進していくことが必要である。このため啓発活動は原則として、流域単位ごとに推進する。

啓発活動推進形態の事例を、表６－１－１に示す。

表６－１－１　啓発活動の事例

流　域　名	推　進　母　体	活動内容
五十鈴川流域	五十鈴川流域森と水を守る協議会	・魚の放流 ・水質調査 ・水辺調査 ・「森の感謝祭」実施 ・「海の感謝祭」実施
鳴子川流域	中山川流域生活排水改善推進協議会	・啓発用パンフレットの作成 水辺の清掃 水質調査 農薬の適正使用の啓発

第２節　実施計画

１．啓発活動の目的

公共用水域の水質保全を図る上で、水質汚濁の主要因となっている家庭から排出される生活排水の対策が急務となっている。

生活排水対策としては、家庭でできる対策として住民一人ひとりの工夫と心がけにより公共用水域に排出される汚濁負荷量をできるだけ少なくする発生源対策を推進することが必要である。

このようなことから、生活排水対策実践活動地区を指定し、生活排水対策に対する地域住民の理解と主体的な取り組みを促進すると共に、組織的な啓発活動を実施することにより、今後の生活排水対策の推進を図る。

２．実施地域の選定

本計画の対象流域は、五十鈴川流域・鳴子川流域・丸山川流域・丸バエ川流域・新川流域・門川湾海域とする。

３．啓発活動の進め方

（１）住民の対策

①調理くず等の排出抑制

流しには、三角コーナーや目の細かいストレーナーなどをつけ、調理くずや食べ残しを流さないようにすると共に、負荷の高い物質をできる限り排出しないようにする。

・三角コーナーによる回収
・金網による回収
・ストレーナーによる回収
・三角コーナー＋濾紙の利用による回収
・汚れ物の拭き取り（へら、キッチンペーパー、新聞紙）
・米とぎ汁の回収（庭、植木への散布や再利用）
・漬物はぬかをよくとって洗う
・酒、ビールは流さない
・煮汁、みそ汁は流さない

②廃食用油の適正処理

廃食用油は、流しに捨てずに使い切る工夫をする。やむを得ず捨てる場合は、そのまま流さず古新聞等に吸い込ませるなどしてゴミとして出す。

・拭き取り（キッチンペーパー、新聞紙等）
・回収（廃油入れ、回収パック等）
・固化剤の使用

③回収物の適正処理

調理くずや食べ残しは、資源物として回収し、バイオマスとしての堆肥化、あるいはエネルギー再利用化の検討を進める。

・廃棄物の回収
・堆肥化

④洗濯時の対策
・粉石鹸の使用を勧める
・標準使用量を守り、使いすぎないように計量カップにより適正量を量り使用する
・溜めすすぎ、部分洗いを取り入れて効果的に洗い、水の使用量を減少させる
・漂白剤等は適正に計量し使用する

⑤風呂での対策
・風呂の残り湯を洗濯時に再利用する
・風呂の洗剤・洗浄剤は適正に計量し使用する

⑥浄化槽での対策
・定期的に維持管理、保守点検、清掃を行う
・法定検査を受ける
・正しい使用法を守る

⑦その他
・地域ぐるみで側溝などの一斉清掃をする
・ディスポーザの使用を自粛する

（２）行政の対策
①美郷町との２町連携の推進
②環境美化活動への助成
③高度処理合併浄化槽の推進
④パンフレットやポスターの作成
⑤看板等の設置
⑥自治体広報誌の活用
⑦啓発週間の設置

４．流域別の家庭における発生源対策

地域住民の協力を得て、表６－２－２のとおり台所対策・風呂対策等を実施する。

表６－２－２　流域別の家庭における発生源対策

分類		流域名					
		五十鈴川流域	鳴子川流域	丸山川流域	丸バエ川流域	新川流域	門川湾海域
台所対策	調理くず等の排出抑制等	・流しには、三角コーナーや目の細かいストレーナーなどをつけ、調理くずや食べ残しを流さないようにすると共に、負荷の高い物質をできる限り排出しないようにする。					
	廃食用油の適正処理	・廃食用油は、流しに捨てずに使い切る工夫をする。やむを得ず捨てる場合は、そのまま流さず古新聞等に吸い込ませるなどしてゴミとして出す。					
風呂対策		・風呂の残り湯を洗濯時に再利用する。 ・風呂の洗浄剤は適正に使用する。					
その他		・地域ぐるみで側溝などの一斉清掃をする。 ・ディスポーザの使用を自粛する。					
住民意識啓発		・パンフレットやポスターの作成。 ・映画やスライドの上映。 ・アンケート調査。 ・講演会やシンポジウムの開催。 ・自治体広報誌の活用。					

第７章　今後の課題

第７章　今後の課題

第１節　取り組むべき課題

本町の生活排水対策を総合的かつ効果的に推進していくため、今後取り組むべき課題を下記に示す。

① 浄化槽設置は、個人設置型による整備を進めるが、県と連携して適切な維持管理・水質の向上について啓発を行う。

② 浄化槽は近年、機能の向上により、高度処理（窒素・リン除去）に対応している製品もあるため、今後このような高度処理に対応した浄化槽の導入も検討していく必要がある。現在、町として高度処理型の導入にも助成を行っているため、今後も推進していく。

③ 「門川町生活環境保全条例（昭和 59 年９月）」に準拠し、生活排水対策を推進する。

第２節　　関係市町村との連携

本町における五十鈴川流域については、上流域の美郷町北郷と、「五十鈴川流域森と水を守る協議会」を設置しており、また、海岸線は隣接市町村を含めて「日豊海岸国定公園」に指定されているため、関連市町村と連携を図りつつ広域的に事業を推進していく。

また、本町は地形的・地理的にみても、隣接する市町村との高低差・距離が近接している状況にあるため、特に下水道計画・し尿汚泥処理計画等の事業を推進する場合は、隣接市町村との連携を図るものとする。

第３節　関係する他の計画との調整に関すること

本計画は原則として、５年ごとに見直しを行うが、見直しまでの間に他の集合処理計画等の策定・変更があった場合は、関係各課で構成する委員会等にて協議し、本計画の変更について検討を行うものとする。